

第 1 4 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成16年2月26日(木曜日) 午後1時30分			
召集の場所	金成町やすらぎセンター			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成16年2月26日(金)午後1時30分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成16年2月26日(金)午後5時55分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐 々 木 幸 一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	白 鳥 英 敏
	"	山 田 悦 郎	"	三 浦 徹 也
	"	葛 岡 重 利	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 小 弥 太	"	高 橋 伸 幸
	"	鹿 野 清 一	"	武 田 正 道
	"	佐 藤 千 昭	"	海 老 田 慶 子
	"	鈴 木 守	"	白 鳥 文 雄
	"	高 橋 義 雄	"	山 村 喜 久 夫
	"	千 葉 久	"	佐 々 木 昭 雄
	"	太 斎 俊 夫	"	津 藤 國 男
	"	石 川 憲 昭	"	須 藤 茂
	"	佐 々 木 幸 男	"	伊 藤 竹 志
	"	大 内 朗	"	後 藤 和 廣
	"	小 岩 誠 二	"	飯 田 明
	"	菅 原 佑	"	白 鳥 一 彦
	"	中 鉢 泰 一	"	千 葉 和 恵
	"	石 川 正 運	"	中 條 彦 登
	"	加 藤 雄 八 郎	"	佐 藤 利 郎
"	千 葉 伍 郎	"	鈴 木 国 雄	
"	佐 藤 幸 生	"	藤 橋 俊 五	
"	佐 藤 重 美			

欠席者	委員	佐藤多恵子		
その他出席者	幹事長	大場秀也	調整第1班長	鈴木秀博
	副幹事長	佐藤重博	調整第2班長	小野寺桂一
	総務部会長	高橋健一	総務第1班員	武田利喜夫
	住民部会長	蜂谷恒喜	総務第2班員	佐々木貴徳
	事務局長	鈴木正志	計画第1班員	高橋一人
	次長(総務担当)	阿部貴夫	計画第2班員	菅原功
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	調整第1班員	千葉和義
	次長(調整担当)	千葉浩文	調整第1班員	小山雅規
	次長(調整担当)	濁沼栄一	調整第1班員	片倉茂
	総務第1班長	千葉雅樹	調整第2班員	二階堂賢
	総務第2班長	小野寺世洋	調整第2班員	高橋良通
	計画第1班長	高橋正淑	調整第2班員	栗原聡
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	白鳥文雄	委員	山村喜久夫
傍聴	一般 38名 報道 1社			

次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 協議事項
 - 協議第39号の3 児童福祉事業について
 - 協議第49号 使用料、手数料の取扱いについて
 - 協議第50号 公共的団体等の取扱いについて
 - 協議第51号 補助金、交付金等の取扱いについて
 - 協議第52号 コミュニティ施策について
 - 協議第53号 地方税の取扱い(その3)について
 - 協議第54号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 5 提案事項
 - 協議第55号 一部事務組合等の取扱い(その2)について
 - 協議第56号 病院・診療所事業の取扱いについて
- 6 その他
- 7 閉会

1. 開 会 午後1時30分

鈴木事務局長 開会に先立ちまして皆様方のお手元の資料の確認でございます。

本日配付いたしております資料ですが、まず会議次第、次に協議第39号の3 児童福祉事業について、それから前回提案いたしました協議第49号 使用料、手数料の取扱いについての参考資料の18ページに誤りがありましたのでその訂正資料、そして個々の財政調整基金の15年度決算見込みの資料、そして本日提案いたします協議第55号 一部事務組合等の取扱い(その2)について、そして協議第56号 病院・診療所事業の取扱いについて、以上の資料を配付してございます。

また、本日は前回提案いたしました協議第49号 使用料、手数料の取扱いについて、それから協議第50号 公共的団体等の取扱いについて、そして協議第51号 補助金、交付金の取扱いについて、協議第52号 コミュニティ施策について、協議第53号 地方税の取扱い(その3)について、そして協議第54号 国民健康保険事業の取扱いについて、その資料を使いながら協議をいただくこととなります。それから、傍聴の皆様も含めましてお願いでございますけれども、携帯電話につきましては電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきたいと思えます。

それでは、ただ今より第14回栗原地域合併協議会を開催いたします。

2. 挨拶

鈴木事務局長 開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原会長よりご挨拶を申し上げます。

菅原会長 皆さん、改めましてこんにちは。ご苦労さんです。

第14回の栗原地域合併協議会を開会申し上げました。きょうは2月の26日でございます、2月も余すところあと幾ばくもございませんし、また3月に入りますとこれまた平成15年度の最後の月というふうなことで、関係する各町村それぞれ3月の定例議会が間近に迫っておる訳でございますし、なおまた開会に当たりましていろいろなこと各町村の議会共々多忙な日々ではないのかなというふうにする訳でございます、今日の協議会ご参会をまづもってお礼を申し上げる次第でございます。

ただ今事務局の方からお話ございましたように、本日の協議する案件等につきましては、前回13回の際に説明をしておりました49号から54号まで、これは前回提案いたしまして説明をいたしておりますし、なお39号の3 児童福祉事業について、この協議事項については3回目の協議になる訳でございます、今日まで幹事会なり担当する事務局なり、いろいろと協議をいたしまして再々度提案をするものでございますので、よろしくご審議を賜りたいというふうにする次第でございます。

なおまた、先日行われました栗駒町の町議会議員の選挙におきまして、当委員会の委員でございます千葉伍郎委員さんにありましては、これまた上位当選というようなことで、再度町議会の議員として再選賜りましたこと、これまたおめでとうを申し上げますとお喜びを申し上げます。どうかひとつ、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に先立ちまして会長からの挨拶といたします。

鈴木事務局長 それではこれより協議に入りますけれども、本日欠席の届は栗駒町の佐藤多恵子委

員さん、そして若干遅れておりますのが高清水町の海老田委員さんでございます。

委員さん52名中50名の委員さんに出席をいただいております、協議会規約に定める定足数に達してございます。

それでは、ただ今より協議会規約に定められておりますとおり、議事進行を菅原会長にお願いいたしたいと思っております。

議長 それでは、第14回栗原地域合併協議会を開会いたします。

ただ今、局長の方からご報告がございましたように定足数に達しております。直ちに開会を宣言いたします。

本日の会議の次第につきましては、皆さんのお手元に配付いたしております次第の順に従いまして進行してまいります。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

3. 会議録署名委員の指名

議長 それでは、3番目の会議録署名委員の指名についてを協議議題にいたします。

例によりまして、会議録署名議員につきましては議長の方から指名することにしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。それでは私の方から指名いたします。

一迫町の白鳥文雄さん、それから同じく一迫町の山村喜久夫さん、両委員を会議録の署名委員として指名をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

4. 協議事項

議長 それでは、直ちにこれから協議に入ります。

先ほど挨拶の中でも申し上げました、まず協議第39号の3 児童福祉事業についてを協議議題に供します。これは3回目の協議議題になる訳でございますので継続審議でございます。継続審議として前回審議を取り下げながら、再度また児童福祉事業について協議をいたしました結果、このように提案した案が出てまいりました。内容について事務局の方から説明をいたしますのでお聞き取り願います。

千葉事務局次長 それでは、協議第39号の3 児童福祉事業についてご説明させていただきます。

児童福祉事業の3番目になります出生祝金の支給事業でございますが、この部分につきまして先にご提案申し上げておりました調整案につきましては、少子化対策という意味で第3子以降出生された方に対しまして祝金を支給するという前提でご提案申し上げておりましたが、過去2回協議会の中で委員さん方の方からさまざまなご意見をいただきまして、部会、幹事会等で再度協議したものでございます。

その内容といたしましては、やはりいろいろな意見が出されてございます。その中で、第2子までは少子化対策という意味で考えれば支給すべきではないのではないかといった意見もございましたし、それから協議会の中の意見を踏まえれば広く浅くといった手法も必要ではないかと、そういったさまざまな意見がございました。結果として集約された内容といたしましては、本来少子化ではございますが、

考え方として第1子、それから第2子につきましては出生祝金という意味合いで2万円ずつ支給することにいたしました。それから第3子以降につきましては、これは少子化対策といった意味で、入学祝金等々セットという形で、第3子5万円、第4子10万円、第5子20万円というふうに調整したいということで、意見が集約になってございます。これに伴いまして、支給対象を当初3年以上在住という形にしておりますが、第1子から支給することになるために、その要件といたしましては6カ月以上の在住とした内容でございます。

調整案の方を読み上げさせていただきます。3といたしまして「出生祝金支給事業については、次の表のとおり合併時までに調整する。」ということで、支給対象につきましてはただ今ご説明申し上げましたとおり、引き続き6カ月以上の在住者ということでございます。それから出生祝金につきましては、第1子が2万円、第2子2万円、第3子5万円、第4子10万円、第5子以降を20万円。それから入学祝金につきましては第3子以降を10万円ということで、再度の提案ということでございます。ご協議いただければと思います。以上でございます。

議長 それでは協議39号の3 児童福祉事業について、再々度提案いたしました。内容の説明がありました。このことについて質疑のある方、質疑を許します。ございませんか。武田委員。

武田正道委員 高清水の武田です。

文章についてちょっと確認したいんですけれども、3番目の出生祝金と入学祝金なんですけれども、入学祝金については出生祝金に該当した児童が小学校に入学した保護者等となっておりますけれども、この文章からすると途中で引っ越してきた人はだめだということで解釈してよろしいんでしょうか。

議長 今のことについて。

千葉事務局次長 そのとおりでございます。先ほどセットという表現をいたしました。そういった意味で出生した方という意味でございますので、途中で引っ越された方については該当しないということでお考えいただければと思います。

議長 はい、よろしゅうございますか。今の説明、お分かりですか。

そのほかございませんか。なければここで確認をいたします。協議第39号の3 児童福祉事業については、ただ今協議しておりますこの原案をもって確認をするということで、了承をするということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 ありがとうございます。3回目でございますので本当にありがとうございました。ようやくにして、これが決着を見ました。それでは、協議第39号の3 児童福祉事業については、原案をもって確認することに決定をまいります。

続いて協議第49号 使用料、手数料の取扱いについてを協議議題にいたします。これは13回目の際に提案をいたしておりますので、第13回の協議会の資料をひとつお聞き願いたいと存じます。

別紙として、訂正の資料が入っております。このことについて、事務局から説明をいたします。

二階堂事務局次長 それでは、協議第49号 使用料、手数料の取扱いにつきまして訂正資料をお渡ししてところでございます。この訂正につきましては、真ん中ほどに金成町の金成延年閣の利用料金の表がございます。前回お渡しした後にご指摘あった訳ですが、実は平成16年1月1日付で条例改正がなされまして、この網かけした部分が改正になっておったということで、今回その部分を明

示いたしまして訂正資料としてお渡しをしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長 金成町の延年閣の部分が変わっておったということで、黒く網かけをしておる分が訂正されておりますのでご了承下さい。

これを原案として、これから協議に入ります。直ちに質疑に入ります。ご質疑等ございますか。千葉委員。

千葉伍郎委員 使用料、手数料の取扱いについての案件ですが、1番の使用料についてです。膨大な資料でありまして、どこから話をしているのか分かりづらいんですが、「類似施設で相違のないよう合併時まで調整する」と、この文章は当たらず触らずの文章であります。町民があるいは新しい市になった市民が直接利用するのに関わってくる訳です。「合併時まで調整する」という言葉は、今までも何回も聞いて参りました。そうしますと、もっと本当に理屈からすれば施設ごと一体どれぐらいの管理費がかかっているのかということがベースになりまして、「サービスは高く料金は安く」という形がこの専門部会の中でどのように議論をされた結果この「合併時まで調整する」という文言になったのかを聞きたい訳ですけれども、これは資料がいっぱいあるものですから、一つ一つ聞いている暇がありませんから、時間の関係もありますから合併の町民懇談会、住民懇談会をやる時までにはそうした整理が一体できるのかどうかですね。

ここまで至るのに、専門部会も何回も会議を持ったと思うんですが、通り一遍の文章でこうした直接住民にかかわる問題が通り過ぎていって、私はやっぱり住民懇談会をした際に、住民から直接「こういう問題はどうなるんですか」と言われた時に、この文章を読み上げただけでは理解と協力を得るというのは難しいと思うんですよ。従ってこれらは住民懇談会までにどういう手順を踏まえて住民の皆さんが納得できるようなことになるのか、これはひとつ聞かせていただきたいなと。いわゆる審議過程ですね。それから類似施設は体育施設なんかはいろいろ野球場とかあるんですが、これだって「サービスは高く料金は安く」というやつがこの専門部会の中でどのように議論をされているのか、ここがポイントだと思うんですよ。分かったようで分からないんです、この文章を見ただけでは会議の内容が。

あと1カ月かそこらでこういう協議項目が終わる訳ですからね。限りなくこの文章で続けられていったんでは、住民懇談会は持ちづらくなってどうしようもないんじゃないかというふうに思いますので、もう少し専門部会における会議の審議経過をお聞かせいただきたい。

議長 それでは事務局、今の答弁を要領よくひとつ説明して下さい。

二階堂事務局次長 確かに、原則的には「サービスは高く負担は低く」という話はございました。それで「それは全部が全部そうじゃないよ」というのも、確かどこかの協議会で話があったかと思えます。「そのようにしたら、財政が破綻するのは目に見えている」そういった話も前にはあったかというふうに記憶してございます。

それでこの使用料、手数料ですが、1番目の説明をもう一度させていただきます。ここは全部が「合併時まで調整する」というものではございません。確かに各町村ともいろいろな施設がございまして、その建設年度なり内容なりによって使用料を決めてきたかというふうに思います。その使用料につきましては、建設年度が違ったり内容が違ったりということでそれぞれ料金が違います。その使用料金は、このまま現行のとおり新市に引き継ぐというものでございます。「合併時まで調整する」という表現につきましては、その施設の使用料の減免規定の部分でございます。

もう一度申し上げますが、皆さんにお渡ししています資料の4ページをお開きいただきたいと思えます。例えば、社会教育施設の公民館、若柳町、栗駒町、高清水町と三つの使用料金がありますけれども料金はそれぞれ別です。下の方に「減免規定があり」ということがありますけれども、この減免規定の対象者の捉え方、さらには減免の割合、この捉え方がそれぞれ施設によって違います。そういったことから公民館であれば同じような減免規定にすべきではないかというような協議のもとに、この1番の表現のように「使用料の減免規定については類似施設で相違のないように調整をしていく」「合併時まで調整をしていく」と、このような内容でございます。

議長 いつまでだかは分からないの。減免規定を決めるのはいつのことだかは分からないの。そのことも、合併時までか。

議長 千葉委員。

千葉伍郎委員 今の説明によりますと、使用料の減免に関してはこいつをとるんだと。ほかについては、現行どおりだという理解に立っていいんですか。そうしますと、内輪の話をして大変申し訳ないんですが、財政再建のこともありまして本町で利用料金の見直しをかけた訳です、一昨年ですか。そうしますと、同じ市民になる人がその地域によっては料金が違うということがあり得るということですか。例えば栗駒町の施設を使う場合と、鶯沢の施設を使う、若柳、築館の施設を使う時に、類似施設であるけれども利用料金が違うこともやむを得ないんだと、こういう理解の上にこの料金設定が今こういう文章でいわゆる事務局の提案は減免規定については類似施設で相違のないように合併時までですと、これはもう今言ったように当たり前だかもしれません。当たり前だかもしませんが、その他の場合は全部、それぞれの区域にある施設はその当時の料金体系でいくということになるのかということをお聞きしているんです。この辺をお聞かせいただきたい。

議長 はい、答弁。

二階堂事務局次長 例えば、公民館の会議室であっても大きさが様々でございます。やっぱりそのような基準のもとに使用料というのが決まっているかというふうに思います。そういったことから、これを一つの料金にするということは、なかなかこれはできないだろうと。現在の料金をそのまま新市に引き継ぐということでございます。

議長 はいもう一回。

千葉伍郎委員 これは、やっぱり問題があるんでないですか。合併してもその地域の施設を、例えば若柳の人が栗駒町に来て施設を使うとこの同じ施設、野球場なら野球場で同じ野球場だけれども、格差が出てくる、これはやむを得ないんだという認識ですか。類似施設であれば、例えばそこまで事務局が専門部会で議論したとすれば、じゃあその施設の減価償却を含めた管理費が一体いくらかって、そのためにこの料金は維持するんですというような納得できる説明がなければ、何もただガラガラポンで減免の分だけ調整するけれども、その他は同じ施設であっても地域に借りにいった場合に違うというへんてこな状況が出てくるんじゃないですか。少なくともそうだとすれば、その料金体制は合併時までには調整するんなら調整するという文言が入らない分、これはいつまでになるんですか。

これはちょっとこのままの文章では、私は理解できませんね。一つ一つやったらきりがありませんから言いませんが、本町の場合は財政再建のこともありまして利用料金の見直しをやったと。今まで半日単位のやつを1時間単位にしたりそういうものやっていますから、そいつをそのまま生かしていくとい

うのだったらおかしい話じゃないですか。少なくとも料金体系を統一するというこの専門部会の議論は何をやってきたんですか。これはちょっと私はこの文言では理解できませんね。会長さん、これは分かりづらいです。若柳に行って野球場に来たら例えば安くて、栗駒に来たら高かったんですよ、そんな公共施設でばらつきがあっては新市になってからの話ですよ、なる前まではいいですよ、これはそれぞれお家の事情がありますから。少なくともってそこまでは専門部会の中で事務的に詰めてもらわなくちゃ困るんでないですか。文章表現もその合併時なら合併時まで調整をするんなら調整をするという文言にしてもらわないとこのまま生きていけというんでしょう。いつまでやるんですかこれは。合併やった、それだけでは何の意味もないですよ。

議長 はい、答弁。

二階堂事務局次長 専門部会では先ほども申し上げましたが、建築年度・規格がそれぞれ施設ごとに違います。そういったこと更には各町村では管理費等も含めながら条例でもって使用料を定めているというふう考える訳です。そういったことから、今ここで建築年度の違うもの、規格の違うものを一つの料金にできるかといった議論をした時、それはするべきではないだろうと。やはりこのまま今までの経過も踏まえてこのままの料金でいいのではないかというようなことで、このような調整案になった訳です。

議長 それでは特別、もう一回。

千葉伍郎委員 その思想がずっと合併の調整の思想だとするならば、これから議論される様々な保険料だとかそういうのも同じじゃないですか。だから施設の管理費が、私はどのくらい町村ごとによってかかっているのか、あるいは持ち出しが一般財源から。特定の人が利用する訳ですからね、例えば体育館だとか何というのは特定の人が利用する訳ですから、その特定の施設を特別の方が利用する場合に、町としてどの程度まで助成をするのが、経費の管理費なんかを助成するのが範囲なのかという議論なんかもした上で、今のような答えがもらえるんなら分かりますが、何ぼ管理費がかかっているんだか全然分からないで、そういう言い方をされたんでは。

だって、保育料だって町村によっては1,800円も違うんでしょう。それは国の基準をベースにした場合に、何らかの財政措置なんかを考えているからそういう状況。同じじゃないですか。こういう施設を専門部会の中で専門的に議論した割には、こういう文章表現で先ほど答弁がありませんが、いつまでその体制を続けるんですか。そうするともっと詰めていきますと、私たちが来年の12月の段階で皆さんの集計を見て、それに相当する料金をだんと下げる、これもそのままいいんですか。私の町の場合を例にとって言うんですよ。12月議会なり臨時議会をするとして、合併の直前に料金体系を変えると、こういう場合でもその地域における施設の料金を適用する、いいんだ、そういう理解に立っていいんですか。

議長 会長から申し上げますが、このことについては今事務局でも申し上げましたように、やはりその施設施設についてそれぞれの町でもって建設費なりなおかつ一般財源の充当なり、そういうものを見比べながら恐らくは料金体系というものはそれぞれ決められてきたものであるだろうし、なおかつまた老朽すれば老朽したなりに料金を勘案しながら、現在の料金になっておるものであろうというふうなことで、担当の方でもやはりこの料金をこのまま持続するというふうなことで、しからばいつまでかというふうなことになるかと、これはやはり新市に引き継いで新しい市になったならば、こ

ういものは統一してやった方がいいのではないかとといったような場合は、新市でもってきちんとそれらを決定していただくというような方向で新市に引き継いで、料金体系をまづもってこの協議どおり進めていきたい。また今千葉委員がおっしゃいますように、しからば今後1年間の間に各町村で料金を下げた場合はどうなるか。これはそれぞれの町の考えでございますので、この料金が高いということで下げられれば、これはやむを得ないものがあるだろうなというように思いますので、これはその町村の良識に待つというふうなことで進めていきたいと思いますがいかがでしょうか。

もう一回ですか、はい。

千葉伍郎委員 今最後の方にお話をしましたように、「各町村の良識」だと、これは最後の言葉ですが、その前の今会長がお話をしました、言ってみれば合併ないし合併時までそういう積極的に料金が一定の基準に基づいて統一できるような、あるいは統一をするんだという文言が入らない限りは、限りなく期間が延びていく可能性があるのではないのでしょうか。したがって、最後の方に言われました会長の話などを文言に足し書いて、私はこの項目についてはこれ以上の議論にならないとすれば、少なくとも会長が最後に言ったような話などを文言に足していただいてしないと何の歯止めもないです、これは。会議録だけの話でありまして、会長がそういう理解をするのであれば、少なくともこの1の項目の1、2、3でもいいですから、項目を起こして文章整理をして了解を取りつけて下さい。全体の了解を取りつけて下さい。

議長 千葉委員の意見として承っておきます。

他の方々のご意見を承ってまいります。その他の委員の方々、何かご意見ございませんか。ご質疑ございませんか。高橋委員。

高橋光治委員 使用料の(2)の関係であります、「行政財産目的外使用料については、築館町の例により合併時まで調整する。」と。そしてそれが資料の方の25ページの方になっていきますと、行政財産の目的外使用料というのがございます。築館町の例によるということになれば、土地、建物、ここに書かれている部分だというふうに思います。我が金成町の部分を見ますと、自動販売機等の設置や庁舎内売店、展示、その他の目的外使用料条例がある訳ですが、ご存じのように金成町の役場には栗このATMみたいなものも入っている訳ですが、今後これが築館町の例によるということで調整がされますと、自動販売機の設置1年につき1万2,000円という金成町のような条例のところは、相当私から言わせると上がっていくのではないかと。どのような調整方法でそういうものがされるのか、また各庁舎の中にもそういう部分や栗このATMや七十七銀行のATM、その他皆さんもお買いをいただいたと思うんですがジュースやタバコの自動販売機などもあります、これらについてはどのような理解をしていったらいいのか、その説明をちょっと。この築館町の合併時までの調整でお知らせをいただきたいと。

議長 ただ今の質問に対する事務局の答弁。

鈴木事務局長 それでは、いわゆる行政財産の目的外使用、仮に自動販売機を例にとった場合の使用料の徴収の仕方という部分だと思いますが、築館町の例によるという場合に、実はここに詳しく使用料の算定の部分については示してございませんが、築館の場合だといわゆる使用料算定が条例の場合備考欄として記入されております。まず建物の価格は、取得価格または再建築価格から経年原価額を控除した額を基準としてその4%とするということになりますし、建物の使用についてはこの表に

ございます例えば4%で計算した額を、使用面積、建物の述べ床面積で除して得た額に使用許可面積を乗じて得た額プラス光熱費という計算の仕方がございます。ですから、例えば自動販売機を例にとりますと、ほとんど1平方メートル換算ということになりまして、私の記憶違いであればちょっと失礼だと思いますが、仮に例えば築館ですと販売機だと、年間で……ちょっと思いだせませんので、不確かな数字は言えませんけれども、そういった形で積算するということになってございます。

議長 高橋委員。

高橋光治委員 お話は分かりますが、金成町の場合には自動販売機等の設置については1年間1万2,000円、これは自動販売機。私の記憶違いでなければ、玄関口にありますATMは1万2,000円で公共的な施設に町民が公共的に利用するという考え方からあそこをお貸ししています。これらの算定になりますと、金成町は立派な役場庁舎でありますから平方メートルで換算していくと何ぼだと、こういうふうに多分なると思ふんです。そういう意味合いからしますと、自動販売機は1平方メートルあれば大体大丈夫だと思いますが、その辺金成町は自動販売機であっても1万2,000円な訳です。ですから築館町を例にとると金成町の役場庁舎にあるATMが幾らになるか換算できないものですから私はお話をしているんですが、そういう意味合いからすれば、金成町の自動販売機の庁舎内使用の関係については相当議会でも議論して決めた経過がありますので、そういう部分も含めて考えられた方が実情に合うのではないかと。現在の役場庁舎その他、他のところも確かに公共施設はありますからですが、私の目に見える役場庁舎などに置かれている部分というのはどうも自動販売機やATM、栗っこや七十七銀行の部分しか浮かんでこないものですから、その点をお尋ねをします。

極端な言い方をすれば、お聞かせをいただきたいのは築館町の栗っこの使用料が何ぼで、金成町が1万2,000円だというふうに説明を受ければ一番分かりやすいんですが、その点は分からないんでしょうかね。

議長 はい、どうぞ。

鈴木事務局長 ちょっと手持ち資料がないので、分かり次第お知らせしたいというふうに思いますが、それでよろしゅうございますか。

議長 はい。

高橋光治委員 それでは、私はそういう意味合いからしたら、築館町の4%の部分に含み自動販売機等の関係については金成町の条例の部分もひとつ参考にするような状況で検討されてみればいかなものかなと私は思っているんですが、その点はいかがなもんですかね。

議長 はい、答弁できますか。

これからすると、築館町の例により合併時まで調整するということだと、築館町等の例によりとなればそれらも加味されると思いますが、築館町となるとこれが築館町1本になってしまうねこの字句からすると。恐らく、高くなるのか安くなるのか、その辺分かんないのか事務局。（「休憩」の声あり）
それでは、暫時休憩します。

午後2時09分 休憩

午後2時14分 再開

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を保留しておりましたこのことについて、事務局から答弁をいただきます。

鈴木事務局長 先ほど自動販売機等のいわゆる設置の年額使用料がどれくらいなのか、築館町さんと対比してというお話でございます。今確認をいたしました。築館の場合は、建物の使用料、自動販売機につきましては1万1,689円、これは自動販売機の平方メートル数が1平方メートルに満たない、もしくは1平方メートルに満たないんですが最低を1平方メートルとしたということで換算して、その使用料を算出しております。なお、光熱費については別途いただくということになっております。

それからATMの件でございますが、築館の場合庁舎建設の折に、実は金融機関さんの方からは是非あわせて建築させて欲しいということがございまして、いわゆる建設に要した例えばエアコンであるとかそういった部分も含めて、実は町の方であわせて建築費としたということから、その建物の使用にあたってはその建築した部分に要した金額でもって算定しております。そうしたことから、例えば七十七さん分については年額現在では19万6,000円というふうな形でいただいている実態でございます。なお、建物価格の4%としたという部分につきましては、例えば県では建物価格の10.5%、それから他の町村では10%ということございましてけれども、まず築館の場合ですと一つはこの表の欄に土地の場合には4%という表現を載せている、これは国の普通財産の貸付料の算定基準に基づいた4%としてございまして、それを建物についても準用したということにしておるものでございます。

議長 高橋委員、了解しましたか。はい。

高橋光治委員 七十七銀行さんは19万6,000円で分かりました。栗っこさんは言わないんだものね。俺は栗っこさんで聞いているんだ。俺は七十七銀行はないのね。対比ができないじゃないですか。それから、他の栗駒町さん、花山村さんは10%という部分があって、それでは4%の方が安いだらうという調整の方法でなったのかなというふうにも思っていましたよ。

ただ、私が言いたいのは、これは例として役場庁舎を言っているんですが、皆さんのところにも体育館だとかそれから公共施設の入口に全部自販機だとか、そういうものがいっぱいあるじゃないですか。あれも皆目的外使用の部分、私の方ですとそれは設置基準にあわせて1万2,000円をいただくというような状況になっているんですよ。ですから、例として役場庁舎を挙げましたけれども、町全体を見ますといっぱいそういうのがありますと。築館町の例を見ると、金成町が幾らか、何百円か安くなるということだから、自販機の方については大変いいかもしれませんが、ATM等のやつはどうも積算は分かりませんが、私は金成町の目的外使用の基準といいますが、目的のところにはやはり合った使用料金体制というのが必要じゃないかなと、私は思っているんです。是非合併してから金成町役場のATMがうんと高く使用料をとられる部分については遺憾だというふうに思っているんですが、この点はいかがなものか、もう一回説明して下さい。

議長 もう一回、それでは。

鈴木事務局長 説明になるか。先ほど築館町の栗っこの料金でございましたけれども、取り落とししました。申し訳ございませんでした。栗っこは9万5,849円という使用料になってございます。

議長 よろしゅうございますか。その答弁を了解しましたか。

高橋光治委員 はい、それでは答弁は了解しましたが、金成町の平方メートルはちょっと私も分かりませんから対比はできません。ただし、1万2,000円とこの9万なにがしとの差というものは相当あるんだなと。これはどの役場庁舎にATMがあるかどうか私は調査をしていませんから、若柳町さんあたりにもあるだろうというふうにも思うんですがね、会長。（「ないです、うちは」の声あり）ああ、ないですか。大変失礼申し上げました。そういう部分も、ぜひ町民の目線に立った使用料というものを考えていかななくてはならないのではないかというふうに、私は思っているんです。そういう意見だけ、じゃ会長の方に届くようにしておきます。

議長 確かに、そのご意見はごもっともだろうと会長も同感です。いずれはそのような料金体系はやはり築館町の例によるというふうにはなっておりますが、今まで各町村で貸し付けておった料金、こういうものも当然これは参考にして、これから算定をしていかなければならないものであらうなと思いますので、それらについてはよく会議録に書き留めておきまして、これらの対応については新市になってからもそごを来さないようにやってまいらなければならないものであらうというように、会長の意見を申し上げておきます。

そのほか、ございませんか。花山の茂泉委員。

茂泉文男委員 花山の茂泉です。

28ページにあります印鑑登録関係ですが、印鑑登録証交付手数料の現在の状況ですが、各町村の状況を見ますと6町村が無料ということになっております。今回500円にするという、登録手数料というか要するに印鑑証明証の交付の手数料ですが、これは新設あるいは再交付などには当然必要となってくるんでございましょうが、今回住所が変わるということでの新設交付という解釈で、手数料を取るといことなんでしょうか。

議長 はい、そのこと。

二階堂事務局次長 印鑑登録証交付手数料、これはいわゆる印鑑証明のカードをお持ちですよ、あの部分でございまして。これは、ほかの500円を徴収している町というのは、実費分ということでいただいております。今回合併いたしまして、住所が栗原云々ということになる訳ですけれども、カードそのものは変わりませんので、合併と一緒にまた申請しなければならぬと、そういったことにはならないということで考えております。

議長 はい、もう一度。

茂泉文男委員 そうしますと、現在の印鑑登録証を持っている人は全部それに該当するということになるんですか。全部といたしますか、今現在印鑑登録証明書を持っている人たちは、全部500円出して新たに作るというか、そういう手続が欲しいということですか。

議長 はい、よく説明して下さい。

二階堂事務局次長 皆さんが今お持ちの印鑑登録のカードは、これは合併してもそのまま使えるということですので。ですから、ここで改めて交付手数料を払わなければならないということとはございません。これは新しく、初めて印鑑登録のカードを申請した場合は500円をいただくということです。カードの実費分として。

議長 よろしゅうございますか。

茂泉文男委員 分かりました。住所が変わってもそのまま使えるということであれば、それはそれ

で分かりました。

議長 はい、そのとおりです。

そのほか、ございませんか。高清水町の佐藤委員。

佐藤幸生委員 施設の使用料の減免についてお伺いをいたします。この使用料について、合併時まで調整するということがございますが、特にこの減免につきましては、お伺いしたいことは小・中学校の児童・生徒に対する減免のあり方についてでございます。各町村の施設それぞれ優先的に減免あるいは減額措置を講じておる訳でございますが、大崎市は合併前から小・中学校の児童・生徒に対しては公共施設の利用については全額を無料化するというような条文を出された訳でございます。これは市長の選挙があったせいもあるのかなと思う訳でございますが、基本的に児童・生徒に対する減免のあり方について、どのようにご議論をなされているのかということについて、まずお伺いをいたしたいと思います。

議長 そのことについて、今まで議論いたしましたか。その内容を説明して下さい。

二階堂事務局次長 この減免規定の規定の仕方ですが、各町村先ほど申し上げましたがさまざまでございます。それで今大崎の話がございましたが、町内の小・中学生の場合は減免100分の100だよとか、10割減免ですよと、いわゆるただだよという規定をしているところもありますし、そういった具体的な規定をしていないところもございます。それらも含めて合併時まで調整をするということございまして、今それをじゃあただにするのかどのぐらいにするのかという具体的な数字のところまでは……。

佐藤幸生委員 私はなぜ今こういう質問をしたかと言いますと、ほぼ新市建設計画が議論を終えた時点で地区あるいは町の住民懇談会を開催するというふうに伺っています。その時にやはり関心がありますのは、各町村の住民の皆様方がサービス料金、使用料等についてどのように今回新市建設計画に反映されるのかなということは非常に関心を持っている部分なんです。ですから、私は合併する時点まで結論を出すのはもちろん大切なことではございますが、でき得ればこうした直接子どもさん方の教育にかかわる問題については、この使用料についてどう新市建設計画に反映するのかという結論を出していただければ大変ありがたいなという思いで意見をいたしておるところでございます。

議長 今のご意見、よく検討させまして反映するように事務局の方に言いつけておきます。

そのほか、ございませんか。なければ協議第49号、千葉委員の方から先ほど会長が言った文案をつけ加えてやって欲しいというご要請がありました。このことについては、新市になってからできるだけ早い時期に統一を図るといような方向性については会議録に明示をいたしまして、これを新市に引き継いでいくというふうな方向で持っていきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 はい、それではご了承下さい。

それでは協議第49号 使用料、手数料の取扱いについては、ただ今提案をいたしております原案を確認するということが了承してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、協議第49号 使用料、手数料の取扱いについては、提案いたしております内容

をもって確認することに決定してまいります。

続いて、次の協議第50号 公共的団体等の取扱いについてを協議議題に供します。これは別に報告することはないですか事務局は、ありませんか。協議第50号については、事務局としては前回の委員会の際提案した際説明したことで尽きるということでございます。

直ちに協議第50号 公共的団体等の取扱いについてを協議議題にいたしまして、直ちに質疑に入ります。ご質疑ございませんですか。どうぞ、高清水町の太齋さん。

太齋俊夫委員 高清水の太齋です。

公共的団体の取扱いについてお願いいたします。2ページの法人格を有する団体の中で、社会福祉協議会について伺いいたします。1ページの(3)で、「法人格を有する団体については、それぞれの組織事情を考慮しながらも、組織の統合・再編のための指導調整に努める」とこういうふうに言っている訳であります。社協につきましては、法人たる確たる基盤のない社協は、法人としての許可を下さないという知事裁定がある訳でありまして、各町村は社協に対しまして一般会計からの繰り入れを初め建物あるいは車両などについては無料貸与をしている訳でありまして、社協の運営に各町村手厚く保護している訳であります。10ヶ町村の社協を、「組織の統合と再編のための指導調整に努める」ということとございますが、どんなふうにしたすのか伺いいたしたいと思います。このことが1点。

もう1点でございます。社協は町村がやるべき事業を代理してやっている訳でございます。このとおり高齢化がどんどん進む中で、介護保険事業を初め各町独自の施策を展開しながら福祉事業を進めている訳であります。今までは各町村が一般会計並びに建物あるいは車両の貸与などがあった訳でございますが、新市になった場合、これらのことをどのように取り組んでいくのか、具体の考えがあればご説明を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 このことについて、ただ今まで協議した内容を事務局の方から答弁をいたさせます。

濁沼事務局次長 社会福祉協議会の取扱いであります。市町村の社会福祉協議会は、これは社会福祉法という法の109条によっているんですが、市町村社会福祉協議会は1または2つ以上の市町村に置かれることから合併時まで統一する必要があるというふうに定められております。まず、そういうことで今郡内の社会福祉協議会を一つの組織にするということで、自主的に検討がなされているようであります。情報から言いますと、栗原の場合は3月14日が新市の立ち上げでありますけれども、その前に栗原の社会福祉協議会を3月14日以前に統一をしたいというようなことで話が進んでいるというふうに聞いております。

それから、社会福祉協議会の今持っている機能なりその働きでありますけれども、これは非常に福祉行政に絡んでくる部分が強いというふうに理解をしています。ただ、これは資料の中にもありますけれども、法人格を持っているところ等々はやはり例えば介護なりそういう部分を手掛けている福祉協議会もありますしそうでないところもあります。ただ、福祉行政の一角を担っていると言いながらも、あくまでこれは公共的団体の一つであります。でありますから、おのずから行政分野の部分とそれから社会福祉協議会の持つ機能の部分というのは、これはやはりどこかできちっと線引きがされる部分が必要であるというふうに思います。でありますから、行政としては今10ヶ町村で動いている部分を組織統一しながら、そういう指導をしながらやはり今動いている持っている機能をなくさないような、逆に機能を拡充するような行政的な支援なり指導が必要かというふうに理解をしています。以上です。

議長 太斎委員、今の答弁でよろしゅうございますか。どうぞ。

太斎俊夫委員 新市の中で統合される中で、従来ですと繰り入れとかそういう手法を取り入れた訳でございますが、そのような手法は今後どのような手法になるのでしょうか。

議長 今のことについて。

濁沼事務局次長 これは公共的団体の取扱い、次の補助金、交付金の取扱い、協議第51号があります。これは前回もご説明させていただきました。これは公共的団体の取扱い、それから補助金、交付金の取扱い、別な言い方をしますと補助金、交付金の部分は非常に多くの部分が公共的団体に補助金、交付金を流しているという部分があります。そういうことから言いますと、どのように補助金を交付しながら育てていくのかという部分については、これは補助金、交付金の次の協議事項の中でご検討いただければというふうに思います。

議長 今の答弁でよろしゅうございますか。

そのほかございませんか。はい、千葉委員。

千葉伍郎委員 この協議第50号の公共的団体の取扱い、特に私は行政の補完をしている納税組合とか衛生組合とか、こういう行政を一部補完している組織の取扱いですが、例えば納税組合の場合は連合会の役員の一任務を負っているのですが、どういう経過になっているのかというのが全然何らの連絡がありません。そうしますと、今現在この納税組合、衛生組合に限っても結構ですが、どういう話し合いがどのレベルで行われているのか、今回協議項目として挙げるに至った経過について聞かせて下さい。

議長 今の質問に対しまして、答弁できますか。

濁沼事務局次長 資料の1ページ、2ページを見ていただきたいと思います。この一番右側の方に、右から二つ目の非常に細かい欄なんです、調整方針ということで(1)、(2)というふうに表記してあります。この(1)については、複数の町村に共通している団体で、「できる限り合併時までに組織統合ができるように調整する」という部分が(1)であります。それから(2)については、「将来の統合、再編に向けて検討を進めながら調整する」という部分で、今のご質問ですと例えば納税組合の部分ですが、この部分につきましては資料を見ていただきますと、1ページのちょうど中段になります。これは既に栗原郡の横の組織として栗原郡納税貯蓄組合連合会という組織が郡内に、各町村の町単位の納税組合を構成として組織化されております。

ですから、こういう部分についてはやはりこれは今は郡の連合会でありますけれども、新市の組織として統一再編をしていただくという部分があります。ただこの部分についてはやはり公共的団体でありますけれども個々の団体であります。自主的な活動を持っている団体でありますから行政がこれから統一再編へ向けた指導調整をせざるを得ないだろうと。ただ、この部分についてはこれからの部分であります、いろいろな部会等を通してながら関係する部会等を窓口にしながら栗原郡の組織化を合併時まで、先ほど言いましたこの(1)の部分については各団体をお願いをしていくことになると思います。特に大きい組織としては社会教育的な団体が非常に多うございます。その辺を含めて、例えば社会教育部会なりに既に横の組織ができているといいながらもそれらをベースにしてここ1年ぐらいしかありませんけれども、その中で一つの組織統合していくというような指導をこれから進めていくということで考えております。

議長 千葉委員。

千葉伍郎委員 余り差し支えないような答弁ですが、納税組合連合会を窓口にしてという状況ですが、これの組織化、運営、育成強化によっては、直接納税対策とのかかわりがでてくる訳です。いわゆる滞納対策との関係がある。10ヶ町村の中でもかなりのばらつきがある訳です。積極的に納税組合を育成強化をしているところとそうでもないところと、いろいろ町村によってはあるとは思いますが、特に栗原郡全体の会議の流れを見ておりましたも結局は各町村からの持ち寄りで郡の連合会の運営をしているという実態でありますけれども、これらの中で各町村の違いといいますか納税に対する助成等々の違いが私は足して10で割るような訳にはいかないと思うんですよね。

うちの方の町内の例をとりましても160数組合があるんですが、旧町村単位の地域によっては90%を超える加入率もあります。あるいは都市部によりますと5~60%という納税組合もあります。これとあわせて見ますと滞納の問題が顕著に表れてまいりますので、ほかの公共的団体がいろいろありますけれども、直接税収にかかわる問題があるだけに私は一定の時期になりましたらやっぱり各町村の連合会の役員会にも課題と解決の確認した内容についてある程度の流れを報告していただかないと、どういう流れにこれからなっていくのかということは決まってからやられたんではどうにもなりませんので、中間的な形でも結構ですからこれらの問題について郡の連合会を通じ各町村の連合会に、会議の流れの経過についてある程度節々で報告をしていただくということが極めて私は大事ではないのか。

それから衛生組合の関係も、これはしなければならなくて行政がやればい話ですからそうなりますと協力体制をどうするかということが非常に大切になってくる訳です。ですから、こういう公共的団体の関係について画一的な指針では私はいかないと思います。したがってその団体がやめたと言われれば、行政が一手に引き受けなくちゃならないという問題を抱えている訳ですから、私はこれはそれぞれの町村のそれぞれの団体にも郡と合併協の事務局の間で専門部会でやりあった中間的な流れというものは、やっぱり報告をしていただきたいというふうに思うんですが、この辺の考え方を聞かせてもらいたい。

議長 今千葉委員から質問されました案件、これは我々町村長としても大変責任のある問題であろうと存じます。やはりこのような何百という各団体、これは今まで各町村にそれぞれ貢献のある各種団体でございます。これをただここで今、このような方法で新市に引き継ぐとかこのような方法でやってまいりますというふうなことでもこれは趣旨が通りません。当然今日まで検討してまいりました専門部会の担当課長、ひいては我々町村長、助役を含め各町村でそういう現在の合併の状況をその団体の役員等の方々によく周知徹底を図って、ご意見等を承ってそしてこれからやっていかなければならないものであろうと、今千葉委員がおっしゃるとおりであろうと存じますので、これらについては各町村でこういう団体に町村合併に向けての進め方、こういうものはとくと周知徹底をしていくというような方向でこれはやっていかなければならないと思います。このことについては、合併事務局でも今までの部会の関係課長等にもよく連絡をとりまして、そのような打ち合わせをしながら進めていかなければならないんだらうというふうに会長も思っている次第でございます。

はい、津藤委員。

津藤國男委員 瀬峰の津藤です。

各種イベント実行委員会、各町村ごとに行われている「さくらまつり」等々の実行委員会があってそ

れに「夏まつり」とかがあるんですが、この調整方針の中で1にも2にも3にも該当しないというような方法で空欄になっております。こういったイベントとかそれから農産加工団体、これも空欄になっていきますね。これらで今心配されるのは、これらに携わっている方々はなくなるんじゃないかというような心配をされておるんですね。今回提案されていますこの中に調整方針が示されていないということはどのような形で解釈をしたらいいのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

議長 そのことについて、今まで協議した内容をひとつ分かるように説明して下さい。

濁沼事務局次長 これは、次の先ほど言いました協議第5 1号の補助金、交付金との関係も出てきます。その中でもお話ししようと思うんですが、例えば補助金、交付金の中では、調整方針の二つ目として町村で交付している独自の補助金等ということで、あえてこの調整内容を項目的に挙げていますが、その中に各町村で実施していますイベント実行委員会等の部分があります。これらについては、やはり組織事情を考慮しながら、組織を統合・再編できる部分については指導調整をするという部分があります。そういうことで考え方のベースは、やはり地域づくりについてはそういう今の各町村でやっているイベント、いろいろな目的を持ってやっております。こういう部分というのは非常にこれからの地域づくり・まちづくりには大事にしないとだめだろうということで、これを育てていくと。

ただその場合、これは町村によっていろいろ補助金・交付金関係も出てきますが、その育成、補助している内容に非常にばらつきがあります。ただ、それはやはり新市の公平性からいってこれは既存の交付内容なりそういう部分をただ新市に継続していくということにはやはり難しいだろうと。それはある程度調整できる部分については調整をしながら、基本的にはそれを育てていくというような考え方を持っております。

ただ、ここにあえて(1)(2)の中に入れなかった部分は、その辺の簡単に統合とかそれから調整とかという部分じゃなくて、先ほど言いましたように一つの目的がばらばらな部分でやっていますから、それを育てていくという部分からいって、あえて(1)(2)の中に項目的に分けないでここを空欄にしたということで、決してこれを新市において切り捨てるというような部分じゃなくて、育てていくというような考え方を持っております。

議長 津藤委員、よろしゅうございますか。

はい、武田委員。

武田正道委員 高清水町の武田です。お伺いしたいと思います。

第1点目、「複数の町村に共通している団体」という文言がありますけれども、これは2つ以上あれば複数に共通している団体と考えてよろしいのか、これが1点目です。

もう一つ、「複数の町村に共通している団体についてはできる限り合併時まで統合する」ということでありますけれどもどのような形で統合されるのか、役所のように本所あるいは現在ある各市町村を支所というか、本部・支部というような形にするのか、それともまた違った形にするのか、一体どのような形になるのであろうかというのが2点目。

それに3点目、上の表題で「新市の速やかな一体性を確立する」と謳っていることからすれば、組織が現存しない地域、その地域については作るように指導していくつもりなのか、あるいは現状のままあるところは統合する、ないところはそのままというふうにするのが3点目、ちょっと長いですがけれど

もね。

4点目、「統合または再編」という言葉が使われております。この中には廃止ということもあるのかどうか、これも聞きたいと思います。

5点目、コミュニティ推進協議会の部分でございます。これも公共的団体等の取扱いの中で、このとおり「できる限り統合する」ということには書いてありますが、この後の協議第52号の部分では、「現行のとおり新市に引き継ぐ」というふうになっておりますので、こここのところの整合性は大丈夫なのでしょうか。

最後6点目です。これらの中で、合併時までの処理であるというところがあります。合併時までの処理ということは、文章のとおり合併時までに処理される訳ですけれども、協議会も3月中に終了いたします。そうすると、それから合併時までの調整内容といったところはどうな形で将来の新市民に告知していくか。告知していく方法をどのように考えていくのか。長いですが、6点お願いします。

議長 6点について、答弁をして下さい。

濁沼事務局次長 初めの複数町村ということで、2つ以上かと。これは言葉からいきますと複数ですから2つ以上になりますが、これは2つ以上とか3つ以上とかという話じゃなくて、多くの町村というふうに理解をしていただければよろしいのかなというふうに思います。

それから統合とはという部分ですが、この統合の部分は市町村の合併に際しましてその区域内にあります公共的団体は、基本的には1つに統合調整するという部分が基本になります。そういう部分で、これはその郡全体の中での横の組織がなされていない部分については、これはやはり合併時までに再編なり統合は必要と思われる部分については指導育成をしながら、そういう組織を作っていくべきを得ないだろうと。

それから、これは非常に難しいんですが、例えば組織化をしていない町村についてはどのようにするかという部分ですが、これは先ほど言いましたように新市の1つの組織を統合調整して立ち上げて、その中で組織化されていない地域については組織化をしていただくと。これは当然、その地域で必要とするかしないかという部分が基本になりますけれども、ただいろいろな団体によっては旧町村で人員が、団員なり会員が少ないがゆえに一つの組織を持たなかったという町村もあります。ただそれが新市になって1つの組織になった時には、そういう活動に入っていきたいという部分もあるだろうと思います。そういう部分を含めて、例えばそうしますと一つの組織を作ってそれを旧10ヶ町村にそういう組織の部分の下に1つ下の組織を作るかという部分になりますと、例えば2町3町で一つ下部組織を作ると。場合によっては10の町村で下部組織を作られるという部分等々が組織によっては違ってくるかと思えます。それらを含めて、少なくともそういう団体に入りたい、入って活動したいという方については、やはりそういう組織の中に溶け込めるような、入ってこれるような組織を作っていくべきを得ないだろうという感じがいたします。

それから統合・再編の部分ですが、これはやはり指導育成をしていこうと言いつつも、そういう考え方の中で当然整理統合できる部分については整理統合していきますが、廃止せざるを得ない団体なり組織も出てくるかと思えます。それはそれでやはり、いた仕方のないことだろうと思えます。ただ少なくとも新市において指導育成していくというスタンスは変わりませんが、ただ団体において例えばずっと

活動してきて、今の時代に組織としてあえてニーズとかそういう部分が発生しない部分、そういう部分についてはこれは廃止せざるを得ない。これは行政が廃止するという部分じゃなくて、組織化をしている団体が廃止せざるを得ないというような考え方であれば、廃止せざるを得ないものも出てくるだろうというふうに思います。

これは、先ほど言いました3つの例えばコミュニティ推進協議会、それから空欄の部分の地域出身者交流会、それからイベント関係なんかを空欄にしておりますけれども、決してコミュニティ推進協議会、これを廃止するという文ではありません。ただ、少なくともこれはいろいろ幹事会なり総務会等でも議論されているんですが、まだ提案しておりませんが地域審議会等々の絡みもあります。これから一番新市のまちづくりにおいて大事なのは、コミュニティの部分だろうと思います。この部分をどのように組織化をしながら、新市に多くの住民の方々に参加をしていただくか、まちづくりをしていただくか、そういう部分は全てそのコミュニティにかかわってくる部分だろうということで、これは簡単に調整できるような話ではなくて、旧地域審議会なり旧町村の自治活動も含めた中できちっとした組織を作っていきたい、町村によっては既にそういう組織化をして動き出している町村もありますけれども、それらを見据えながらこれからの新市のまちづくりについては、非常に大事な部分かなというふうに思います。これは決してこれから、逆にどのようないれをしながら地域作り・コミュニティ作りをしていくかということで、簡単に(1)なり(2)に調整できないということで、あえて空欄にしております。これはこれから行政としても非常に逆に力を入れながら、育てて組織化をしていきたいという部分であります。

武田正道委員 ちょっと、それからご回答がまだの分についてお願いします。

議長 はい。事務局。

鈴木事務局長 それから、調整した文言の表現の中で合併時までいろいろ調整すると、そうした調整されたものはこういった形で周知されるのかというご質問だったと思いますが、基本的な項目については一応予定では3月までという中で基本的には決めていきますが、この協議会そのものは合併日前日まで続く訳でございます。予定としても16年度も4、5回程度の協議会を開催予定、今事務局内ではそういう予定をしておりますけれども、そうした中で合併時まで速やかに調整された部分については、協議会を開催しながら委員さん方の方に周知をしていきたいというふうに考えてございます。

議長 はい武田さん、いいですか、分かりましたか。

はい、そのほか、ございませんか。はい、花山の茂泉委員。

茂泉文男委員 花山の茂泉です。

公的団体と言えるかどうか分かりませんが、今たまたまコミュニティという団体の話が出ましたが、同じような、名称は違うんですがこれはもしかして同じ意味かもしれませんが、ボランティア団体というのがありますね。善意の方々が集まって何かをしようとか何らかをやっているという団体。こういう団体の支援策あるいはNPOがありますね。これも非営利といいながらもこれはまた若干意味が違いますが、これは法人化された団体でございます。そういう地域に貢献している団体の扱い、ここに載っていない部分ですね、ボランティア団体とかあるいはNPOそれらの団体の支援策というのはどのように考えておられますか。

議長 今の質問に対して、今まで協議してきた内容の中でどのような話し合いが行われましたか、答弁して下さい。

濁沼事務局次長 これは前回の提案の時に話したんですが、この公共的団体の定義付けについては、公共的活動を営んでいる団体全てが公共的団体というふうに位置付けをしております。今の部分につきましてはどのように育てるかという部分であります。これはまた先ほどと同じようになりますが、補助金、交付金の取扱いの部分があると思います。行政としてどのように育てていくかという部分から言いますと、一番思い浮かべるのはまず補助金、交付金等を出して育てていくという部分だろうと思いますが、ただここに挙げた部分は、一つは各専門部会の中で主だった公共的団体ということで、決してこの資料の中に掲載されていない団体は公共的団体ではないという部分じゃなくて、主だった団体等をここに掲載してみました。ですから、ここに掲載されていない公共的団体もまだまだあるかと思いますが、主だった団体をここに掲載をしたということでご理解をいただきたいと思ひます。

議長 はい、どうぞ。

茂泉文男委員 建設計画の中には、確かに文言としてあるんです、ボランティア団体とかNPOを積極的に支援策を取っていくという。ですが、ここにこう載っかってこないとあの部分は忘れていたのかなというふうに思ひんですが。それはやっぱり大事なこれからますます地域のためには大事な団体になってくるんですね。これを見捨てないようにひとつこれもどこかに入れてもらえば私はあるかと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 これは基本的な考えなことだそうございまして、そのような入っておらないいろいろな団体がまだまだ見受けられるようございまして、これらについても当然これからの新市の中で、決して見捨てるというようなことではなしに、逆に育成を図っていくというような方向であり、進めていくというような方向で、きちんと引き継いでいかなければならないものであろうと思ひますので、これらについても事務局の方に命じまして、きちんと引き継いでいくようにというようなことにしたいと思ひます。

そのほか、ございせんか。よろしゅうございせんか。それでは協議第50号 公共的団体等の取扱いについては、ただ今協議しております原案をもって了承することにしてよろしゅうございせんか。

(「異議なし」の声)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、協議第50号 公共的団体等の取扱いについては、原案をもって了承することに決定してまいります。

暫時休憩をいたします。ただ今3時3分ほど過ぎておりますが、これから15分まで休憩をいたします。

午後3時03分 休憩

午後3時14分 再開

議長 それでは、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

協議第51号 補助金、交付金等の取扱いについてを協議議題に供します。事務局何か補足説明する事件はございますか。いいですか、ないですか。（「はい」の声あり）

それでは、このことについても提案の際に説明した以外に事務局では補足説明することがないということですので、直ちに質疑に入ります。ご質疑等ございましたらお願い申し上げます。

金成の後藤委員。

後藤和廣委員 1点だけ伺います。先ほど会長さんが花山の茂泉委員さんから言われたとおり、このほかにも諸団体があるんじゃないかということでございますけれども、公共的団体の協議第50号には載っているんでございますけれども、肝心かなめの補助金、交付金の中には載っていない団体がある訳でございます。非常に重要な団体でございますあえて申し上げます。保健福祉部会の中で保護司会というのがございます。その団体がどこを見てもないんでございますけれども、これの取扱いはいかが取り計らったらよろしいんでございますか。

議長 今の内容について何か補助金、交付金の際に事務局の方で問題になりませんでしたか。

濁沼事務局次長 ここに掲載をした団体は、町村から補助金、交付金を交付している団体であります。町村によっては、先ほどの公共的団体の中に団体名が記載されても、町からの補助金、交付金として交付を受けていない団体については、ここにはあえて掲載をいたしません。ここについてはくどいようですが、各町村から補助金、交付金として受けている団体、組織によっては例えば町から分担金ということで、その組織に町の支出の内容として分担金として町村が支出している団体、この団体については補助金、交付金団体でないということで、助成団体ではないということで、あえてこのところに組織として掲載いたしておりません。

議長 後藤委員。

後藤和廣委員 そうすると、交付金、補助金というのは分担金とは意味が違うということなんですね。

議長 事務局。

濁沼事務局次長 そのように理解されて結構かと思えます。

議長 よろしゅうございますか。分担金で出ておる場合もあると思えます。そんなことでご了承下さい。千葉委員。

千葉伍郎委員 ちょっと確認をしたいんですが、この調整内容の(2)の「町村で交付している独自の補助金等については、新市全体で検討をする云々」こういうふうに書いてあります。私は地域の関係で非常に大事にしくちゃならないのは保存会の関係です。例えば私の方の町であれば、何々神楽保存伝承会、こういう団体が幾つかある訳です。これは行政が金を出そうと何しようとなんか生まれるなんてことはないんですこれは。極めて大事なものです。これがここで言っているもし(2)だとすれば「地域全体で均衡を保つように新市において調整するものとする」と、意味深な文章なんですね。この保存会助成金の団体とのかかわりは(2)は該当するんでしょうかしないんでしょうか。するとすれば、具体的にここの文章とすればどういうことを言いたくてこういう分かりづらい文章になったんでしょうか。

議長 どのような意味合いなのか、(2)の内容をひとつ説明して下さい。

濁沼事務局次長 これは、共通補助金については町村において交付している金額が大きければつき

があります。ただ今のご質問ですと、例えば町村独自で組織されている、これは1町であったりそれから複数町村であったりする組織でございます。ただこの部分については、やはり考え方は廃止によって住民生活に大きな影響、活動団体等に大きな影響を及ぼすものについては当面現行どおりとしながら、新市の予算措置の段階で地域全体で調整ができるように、均衡が保てるように調整せざるを得ないだろうと。ただその場合に10町村で一つしかない、そういう後に類似的な団体がないという場合はまた別でありますけれども、やはりその町村によって2町なり3町になっても、町村の思いによって、これは前回の提案理由でもお話をしたと思いますがいろいろな補助金についてはその町村の地域性なり伝統性なり、いろいろな条件の中から必要という部分で補助金が交付されているという考え方を大事にしながら、新市において継続していく必要がある訳です。

ただ、その中では先ほども言いましたように廃止せざるを得ないものについては、やはりこれは廃止せざるを得ないだろうと。ただ、廃止すべきでないという部分についてはこれはやはり育てていくと。それから考え方でありまして、これは部会の中でもいろいろ出ました。これは組織化されている町村されていない町村については、やはり現在の総額の金額をまず、それを一つの郡の組織化された場合にその組織に交付をしていくと。ただこの中で一番問題なのは、新市で一つの組織化をされないと、これまで各町村でいろいろな思いの中で個々に補助金を交付してきたと。ある町村が同じような類似団体であっても、手厚く補助金を交付している団体、それから町村ではその団体にはどちらかという薄く交付している町村、ただこの部分については新市になりますから、これは新市の考え方それから住民に均衡をとるという考え方の中で、やはりこれは調整せざるを得ないだろうと。そのために各10カ町村の中の個々の団体に交付をしていくとしますと、当然組織の構成人数なり組織の活動内容なり、全てそこまで入らないと適正な補助金交付というのは難しいだろうということで、やはり新市の中に一つの組織を、市全体の組織を作っていただく。そのもとに交付をして、そしてその団体の中で各地域の構成団体等にまた補助金を細分化して流していくというような方法をとらざるを得ないだろうというような感じがします。

先ほどの話に戻りますが、神楽の部分等については、これは栗駒だけじゃなくて多分ほかの町村も類似的な部分があると思います。それを含めてこれは先ほど言いましたとおり育てていくと。これは文化を育てていくという非常に大事な部分だと思います。これは決して切り捨てるとかじゃなくて、最低でもどういう金額がいいのかという部分はありますけれども、当面は各10ヶ町村の中で交付されている金額等を確保しながらせざるを得ないのかなと。ただ参考的に言いますと、ここの資料の中に掲載しております団体、10団体で補助金の総額は5億7,000万円ほどあります。こういう補助金、交付金の総額であります。これらをやはり見直すべきは見直し調整すべきは調整し、市全体の均衡を欠かないような部分で育成していくということが必要かと思えます。以上です。

議長 千葉委員。

千葉伍郎委員 この社会教育部会という分野の中での議論になって回答いただいたんですが、例えばうちの方の娘神楽、これは学校の教育の中にも取り入れてやっている。この子どもたち以外に伝承できない中身なんですね。例えば5万円今までやったやつを4万5,000円にするとか、3万円にしたとかっていう中身で決まる中身じゃないんですね。ですから私は、新市の窓口の担当課をきちっと整理をしないと、それぞれの生い立ちから文化歴史まで全部この保存団体は違いますから、画一的

にいく中身じゃないんです。1団体何ぼだかという中身じゃないんです。例えば3人ぐらいで文化芸能をきちっとやっているところもあるし、娘神楽のように20人ぐらいのところ、あるいはうちの方は3年生からかな、3年生、4年生、5年生、6年生かな、社会教育の一つとして教育科目に繰り入れてやっている、そういうことがある訳ですね。今まで専門部会では、これらの資料を出し合って議論してきたと思うんですよね。もっていくところが一体どこなのか、さっぱり見えませんこれは。なくせば再開をするというのは100%難しいですからね、こういう文化芸能の団体なんていうのは。

ですから、私は手厚くするとか手厚くしないとかという気持ちは一つありません。こういうものを、新市になって地域のそういう文化をきちっと守っていくという姿勢を示さないと、何のことを言っているのか分からない。地域全体で均衡を保って、出発は何かというお金ですよ。お金ありきですよ。こういう形で文化財やそういうものを守っていくということは、私はそんな簡単なものじゃないと思っています。逆に行政の窓口になる、これを束ねてそれぞれの特徴をつかんでやるという窓口を整備することが肝心だと思っていますよ。ですから、人数の構成だとかそれぞれ団体によって違いますからね。あるいはここにもありますが、花山の神楽とこの鳥矢崎の娘神楽では全然違いますからね。ですからこういうものを、精査をした上でこういう文章になったのかということ、何か今の答弁を聞いていると適当という言葉はこれも適当でないかもしれませんが分かりづらい。皆さんに報告するのに報告できない。どういう団体にどうしようとしているのか、ここを明確にしてください。

議長 明確に答弁して下さい。

濁沼事務局次長 今ここで、例えば皆さん方にご議論いただくのは、この団体にこれぐらいの金額の補助金でいいのか、この団体には補助金は廃止すべきなのか、この団体には補助金をもっと増額すべきなのかというような部分じゃなくて、これから全体的ないろいろな団体に補助金なり交付金を補助していく、その場合の考え方として合併時までには例えば育てる部分は育てる、それから市全体で均衡を保たなければならない部分については均衡を保っていくというふうなことを含めて、これから具体的に調整の内容に沿って調整をしていくということになるかと思います。

ただ、先ほどから何回もお話ししているように、この補助金、交付金等については先ほどご議論いただいた公共的団体と非常に関係があります。公共的団体は先ほど言いましたように、公共的活動をやっている団体全てが公共的団体であります。そういう中で必要性があってそういう組織が作られたという基本的な立場の中で、やはり育てる部分については育成していくと。ただ先ほど言いましたように、これはどうしても廃止せざるを得ないと、これは構成者も含めてそういう部分については、全てを育てていくという部分じゃなくて、廃止すべきは廃止それから育てるべきは力を入れて育てていくということで、ここで決してこの調整内容の「市全体で均衡を保つように新市において調整する」という部分は切り捨てるとかそういう部分じゃなくて、必要とされる部分については当然力を入れて育てていくという意味があります。

ただ、具体的な内容についてはこれから、これまでもそうなんですが部会、分科会等で検討されております。特に先ほど言いました娘神楽とかこういう郷土の伝統的な部分については、やはり継承を次の世代にしていくという極めて社会教育的な大事な部分だろうと思います。それは決して見誤ることのないように、そういうこれから調整をして育てていきたいということで、決して切り捨てるとい部分で

はありません。それをただ、少なくともそういう団体であっても新市全体で均衡がとれるような、そういう部分の調整はいろいろな団体の中でせざるを得ないというような認識を持っております。

千葉伍郎委員 もう一回。

議長 はい、どうぞ。

千葉伍郎委員 ここにはいろいろ町の無形文化財になっているとか、県の無形文化財になっているとか、いろいろ団体によっては違う訳です。一たびその任務を閉じれば、再開をするというのは難しいものが列記されている訳ですよ。ですから先ほど事務局が答弁をされたように育成強化をしていくんだという視点を失ってしまっては困るんですよ。やっぱりそういう大事な点を押さえて、そしてこの問題に対処してもらわないと、総体予算の中で「こうしますからあなたのところは今まで5万円やったけれども4万円にしてくれ」とか「3万円にしてくれ」と、そういうもので文化財だとか芸術というものは保存できるものじゃないんですよね。そこのところをやっぴり十分に、これ以上議論したってしょうがありませんからね、私は意見は意見としてもものを言っていますが、きちっとこれから後世に伝えなくちゃならないものについては保存をしていくんだという原則が貫かれていなければ私はならないというふうに思いますので、私の意見だけは申し上げます。

議長 今千葉委員がおっしゃっていること、我々町村長としても一番心配なことです。今町村でこのように今まで育成してまいりました団体、当然これは新市になっても今までの育成の経費、こういうものはかけていくことが必要でございます。廃止をするというふうな今事務局の話がありました、これは合併してから何年間の間に当然整理統合ということも出てくるだろうと思いますが、合併した時点においては当然今まで旧町村で行ってきた補助金、こういうものは新市になっても助成をしながら育成を図っていくというのが原則であろうというふうに思いますので、このことはこのような原則にのっとして新市に引き継いでいくというふうな方向で、ひとつこれからの引き継ぎを行ってまいりたいと思いますので、ご了承下さい。

どうぞ、伊藤委員。

伊藤竹志委員 鶯沢町の伊藤です。

合併の効果を出すには確かに先ほど事務局から言われたなるべく統一して補助金が今5億円かかるのを少なくするというのはよく分かるんですが、今会長の方からもご挨拶にあったんですけども、文化財の問題は別なんです。一緒くたになっているからこれは分かりにくいんです。確かに、一緒にしてもいい団体もこの中にあるんです。ただ、文化財を保護している団体は公的団体と言えば公的団体なんです、私は先ほどの議論を聞いていて、公的団体の意味は要するに町が作った官製の団体だなというふうに勝手に理解していたんですけども、それと比べると文化財を保護する団体というのはまた違ってきますので、ですからやはりそこを、文化財保護というのはまた別ですので、これはこれで一つの議題として取り上げていただくのが筋ではないかなと思います。

そのほかまだここにも、これはまた別に議論しなきゃいけないんじゃないかなと思われるものも幾つかあります。それから分かりやすく一つになるものもありますしその辺ちょっと整理とそれから位置づけを、それからあと専門部会でその辺がどういう議論になったのかということもお聞きしたいし、私の意見として申し述べたいと思います。

議長 伊藤委員に対する答弁をして下さい。

鈴木事務局長 文化財とは、いわゆる文化遺産の部分とさまざまな補助団体とを区別すべきではないのかなというような提言も含めてのご意見だというふうに思いますが、文化、文化財、文化の遺産部分の基本的な考え方については、建設計画の第4章にその方向付けというのを載せているところでございます。今回のこの補助金、交付金の取扱いについては、各種団体も含めて基本的な、先ほど次長が説明しましたけれども、基本的な考え方に基づいて今後調整していくんだということで提案しているものでございます。ご理解いただければというふうに思います。

議長 はい、伊藤委員。

伊藤竹志委員 私もちづくり検討委員会ですので、その辺はよく承知してお話は聞いたんですが、合併する前、ちょうど1年前協議会が始まった当初、地域の文化財がなくなるのではないかと、地域の文化財が減っていくのではないかと、そういう心配があるんだと、そんなことは絶対にありませんというふうに説明してきた訳ですよね。ですからやはり建設計画の中でもそう位置づけされている訳ですから、これは私はまた別の問題、ここでは公共的団体に一緒にたにではなくて文化財保護という協定項目が一つ必要ではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

議長 はい、確かにそのようなお話はごもっともでございます。その辺は建設計画はどのようになっているんですか。

二階堂事務局長 協定項目の中には、文化財保護というのはあえてなかった訳でございますが、もう一度先ほど局長が申し上げましたが、第4章の教育文化振興分野の中に「地域に根づいた芸能、文化のまちづくり」ということで「地域の特色である伝統文化を継承する担い手の育成や、伝統的な地域祭事を保護振興するための支援を行い、地域文化活動の推進を図っていく」というふうなことで、地域文化を守っていくというようなことで計画に入っております。

議長 では文化財については、これから確かに今伊藤委員がおっしゃるように、これは新市としても大切な文化です。これは文化財保護審議会ですか、こういう委員会もありますし当然これも新市でそういう委員会も組織をしていかなければならない委員会でございますので、そういう分野で文化財の取扱いは一層これからの新市として文化財の保護活動なり文化の隆盛なり、こういうものを図っていくというような方向でいかがでしょうか。

そのほかよろしゅうございますか。ちょっとお待ち下さい、佐々木委員。

佐々木幸男委員 瀬峰の佐々木でございます。

産業部会関係をちょっとお聞きしたいんですが、この中に土地改良区の関係がある訳であります、それについて調整方針として「関係団体の理解と協力を得て合併時まで調整する」、あるいは2番については「独自の補助金等について地域全体で均衡を保つように」というようなことで先ほどから話し合い議論があったのは承知している訳であります、ご案内のとおり基盤整備、圃場整備が私の方で今盛んに行われている訳であります。そういった中でおのおの町でも圃場整備が進むように町で特段の施策を講じておるのかなというふうに思いますけれども、この調整内容を見ますと「関係団体の理解を得て」とかあるいは「地域全体の均衡を保つように」というふうに私は当てはまらないのかなと。県・国の採択をいただきながら年次計画を進めている訳でありますから、そういったことを考えますとこの辺は特例扱いにしなければなかなか進まないものが出てくるのかなというふうに思いますが、その辺についての考え方をお聞かせをいただきたいと思っております。

議長 はい、事務局。土地改良区に対する負担だな、助成というのではないんだものな。はい、どうぞ。

鈴木事務局長 ただ今の産業部会に関連して、様々な土地改良事業を町村でやられていると。そうした中で、いわゆる土地改良区はどうするのだということ、それぞれの団体としての土地改良区に対してはどうかというようなことでご質問されたのかというふうに思いますが、それぞれその目的、いわゆる管轄する区域、土地改良区、様々でございまして、いろいろ部会等々でも検討したところでございますけれども、それは例えば一つにまとめるという訳にはいかないだろうと。当面、現行のとおりそれぞれの土地改良区としてせざるを得ないだろうということでございます。ちょっと質問の趣旨と私の答弁が違っているかもしれませんが、そういうことでございます。

議長 佐々木委員。

佐々木幸男委員 今局長さんの方から話があったんですが、土地改良区の統合等々についてはうちの方で4土地改良区が昨年統合して、今から統合するということはあるまいだろうというふうに思いますから、その部分でなく町独自の支援を図りながら、当然補助金をいただきながら助成金をいただきながら今圃場整備が行われておる訳でありまして、それが年次計画で進められているという中で、合併時までの調整とかあるいは地域全体の均衡を保つような補助金体制にもっていきますよ、公金体制にもっていきますよというのには、その事業推進の進度が低下するのではないかなというふうに思いますので、そういったことは事業が終息するまでとか、今現在進められている事業が終わるまでというふうな文言の考え方はないんですかということでお聞きしている訳です。

鈴木事務局長 この部分については、多分それぞれの事業費負担分で町からそれぞれの推進協議会のような形の団体に支援している部分等々も含めてのことだと思っておりますけれども、多分に事業費等々については国・県の補助等もございまして、それに応分の例えば地元負担分とか等々がございまして、これを一挙に事業の性格から言うと、縮小するとかそういった部分というのはできないのかなというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長 会長から申し上げます。

瀬峰町さんのような土地改良推進、これは郡内でも各町で行っております。当然これらに対する町の今までの考え方の助成策、これは新市になっても打ち切ることはないということで、ひとつご了承下さい。

千葉委員。

石川憲昭委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、産業部会関係の件ですね、農業担い手育成協議会事業補助金という項目があるんですが、これには一迫町の方で当然担い手協議会というのがあるんでございますけれども、これには入っていないような気がするんですけれども、これはどういうふうに解釈すればよろしいのでしょうか。この中には入っていないんですよ。しかし実際には協議会というものは存在している訳でございますけれども、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

ああ、済みません、3ページの方の上段の方に入っておりましたので、済みませんでした。

議長 いいですか。はい、ありがとうございました。

築館の石川委員。

石川正運委員 築館の石川でございます。

この各種団体については、先ほど来ありますように恒久的なものとか政策的な団体とかある訳でありますけれども、(1)番の後段の「関係団体の理解と協力を得て合併時まで調整をする」んだと、こういことでありますけれども、この各種団体はいままで10ヶ町村も同じだと思いますけれども、この団体をなくそうとするといわゆる圧力団体のような、ある反面そういう面も多々ある訳であります。この調整をどうしていくのかなと、この心配があります。もしこの「理解を得て」ですけれども、理解を得られない場合はどういうふうに対応していくのか、

それともう一点。先ほど来廃止とか統合という話も出てまいりました。だとするならば、この3ページの参考事例の中にありますように、加美町あるいは東近江ですか(3)番目なんです、いわゆる整備統合できる補助金等について統合廃止の方向とか、そういう文面を挿入してはどうかかなと。結果的には将来的には廃止もあり得るよということが先ほどの説明にもありますので、その辺をはっきり明示してはどうかかなと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

議長 今の石川委員に対する答弁。

濁沼事務局長 これは、もし各種団体からのご理解をいただけない場合はどうするかと。これは、ただひたすら理解をしていただくという努力に努めるということであります。それからこの調整の部分なんです、確かに統合・廃止という、説明の中では廃止という言葉を使わせていただきました。これは廃止せざるを得ないもの、いろいろな組織の構成等からいっても廃止してもいいですよ。そしてなおかつ廃止せざるをえないという部分であって、これは行政が主導的にこの団体について云々という部分ではありません。でありますから、あえて他町村の調整内容からすると廃止という文言を使っている協議会がありますが、私どもの協議会については基本的にはこの団体は廃止をという部分は、極端に言えば出てこないだろうと、育てていくという部分からこれは調整という言葉をあえて使わせていただきました。ただこの中には、先ほど言いましたようにそうならざるを得ない有名無実的な、全然活動をしていないと単なる名称だけが残っているという部分等については廃止せざるを得ないだろうというような含みの中で、あえてこの調整という言葉を使わせていただいております。

議長 よろしゅうございますか、ご了承下さい。

中嶋委員。

中嶋太一委員 若柳の中嶋です。

今ご回答いただいた部分で理解をしたので、あえてお話ししなくてもいいかなと思ったんですが、一応お話しさせていただきます。学校教育部会関係につきましてなんですが、PTAの連合会とかそういったものはそのような形で進んでいくんだと思いますが、私立幼稚園の補助についてでございます。築館町と若柳町につきましては、それぞれ歴史のある私立の幼稚園がある訳なんです、今の回答をいただいたんで、あえてお話しすることもないんでしょうけれども、ぜひ次代を担っていく子どもたちのための、そしてあと次代を担っていく子どもたちを育てる親たちの自由な教育の選択ということと情操教育、そういったことを踏まえて、ぜひ私としては均衡を保つというように「新市において調整する」の中でも、今までと同様あるいはそれ以上の手厚い補助をお願いしたいなというふうに思っているのですが。ただ、これはひたすらお願いをするだけのことでございますが、そう思うんですが。その辺につきまして、何かこのような調整をするに当たる段階で、専門部会等でそういったことの今後についてのご

意見調整等がもしありましたら、参考に聞かせていただければなというふうに思います。半分意見みたいなことでございます。

議長 事務局、あれば。

鈴木事務局長 大変貴重な提言でありご意見です。確かに部会の中でもそういったといいますが、全て例えば見直すという部分ではないと。今の中嶋委員さんのご意見のような部会での意見もございまして、そういう意見に沿った形で今後、一つは施策でもございまして、あったということで調整にしていきたいというふうに考えております。

中嶋次男委員 よろしく願いいたします。

議長 高橋委員。

高橋義雄委員 若柳の高橋です。

今中嶋委員がおっしゃいましたので、そのことについてはございませませんが、この調整方針・調整内容を見ますと(1)(2)と分かれておまして、このことについて大分議論がなされている訳であります。私はその前文でありますこれは「各種団体の補助金、交付金等の取扱いについては」というところの、「従来からの経緯・地域の実情等を考慮し、公共の必要性や有効性・公平性」と、この部分をより強調した中でのこれらを実践に踏まえて、今後の調整を確実なものにして欲しいと、そうすれば皆さんが心配しておられる各個別具体の要望なり要請に応えることができるんだらうと、私はこのように思いますので、調整に当たってはこの前文といいますが、このことを特に意を用いていただきたい、このように思います。

議長 はい、ありがとうございました。このことについては十二分に意を用いるように、事務局の方で配慮して下さい。

そのほか、ございせんか。なければ、協議51号 補助金、交付金等の取扱いについては原案をもって了承するというところでよろしゅうございせんか。

(「異議なし」の声)

議長 はい、ありがとうございました。それでは協議第51号 補助金、交付金等の取扱いについては原案をもって了承することに決定してまいります。

続いて協議第52号 コミュニティ施策についてを協議議題に供します。事務局でこれに補足して説明する事項はございせんか。ありませんか。

事務局では、前回提案した説明で尽きるということでございまして。直ちに質疑に入ります。質疑ございせんせんですか。はい、どうぞ、佐藤委員。

佐藤幸生委員 高清水の佐藤です。

ここで、集会施設の建設事業については新市に引き継ぎ、17年度中に新たな制度を設けるものとするというようになっておりますが、この参考事例は、ここに何か参考事例があるとかえって何か消極的に見えて大変ひどいんですが、この「助成については廃止するものとして合併後3年以内に調整する」と。これは登米地域の合併協議会の例なんです、それでこれについてどうしてこういう消極的な参考事例なんか載っているのかなということに私は思うんですがね。むしろこの辺には「コミュニティ組織等については現行どおり新市に引き継ぎ、新市において育成助長に努めるものとする」とこうあるんですから、むしろ育成強化を図っていく前向きの姿勢で、何もこういう助成措置を廃止するような参考事

例なんかを掲載する必要はないのではないかなと思う部分もあるんですが、この辺についてはどうなんでしょうね。これについてはハードな部分なんですね。ハードな部分を育成助長、先ほどのやつはどちらかというソフト部分ということで、むしろソフト部分を育成助長があってもいいのかなというようなことだったので、さっき私は発言しませんでした、その辺についてどう考えられているのかお伺いをいたしておきたいと思います。

議長 今の質問に対して。

濁沼事務局次長 これは、登米地域の事例は極めて登米地域がいろいろな事例を出しておりますので、こういう事例を出すと分かりやすいのかなということで、事例というふうに出させていただきます。ただ、私の方の栗原の協議会については、登米の調整内容みたいにこれを3年以内に廃止するというような調整内容はとっておりません。内容から言いますと、2の新市においての新たな制度とは具体的にどういう内容かと言いますと、これは各町村において補助金、交付金の内容は交付規則等が大分違いがあります。そのような補助金の交付規則、それから交付要項等の見直し調整をしながら、新市において新たな制度を作り出すという部分が、2番目の「新市においての新たな制度」ということであります。

その先ほどのハードな部分の内容ですが、これは地域集会所の建設方法は町村によっていろいろまちまちであります。例えば町が事業主体になって受益者負担金を取っている町村、それから町が事業主体になって受益者負担金を取っていない町村、取り方として逆に分担金として取っている町村、それから地域住民が建設主体になって町からの一定金額の助成を受けている町村、それから同じように地域住民が建設をしながら町からは一切の補助金を交付していないという町村もあります。そういう部分についてこれは町村によりまちまちでありますから、17年度中に新たな制度を作ると。そうしますとその17年度はどうするかと言いますと、17年度についてはこれは新たな制度ができるまでの1年間については、現行の各町村の制度をそのまま新市の制度として17年度は対応しますと。ただ17年度の中で、先ほど言いました新たな新市の制度を作って、18年度から新市に適用させていくというような考え方があります。以上です。

ソフト事業の関係なんですが、これは非常に難しい部分があります。ただ、これも部会等で確認されて共通認識を持っているのは、これは先ほどいいましたように新市のまちづくりにおいて民意といったものが非常に大事な部分を占めてくるだろうと。そういう部分で、これをどのように育てていくか、これはじっくりと検討しそういう制度なり組織を作っていく必要があるということで、これは非常に難しい部分ですが、時間をかけて作り出していくというような考え方をしております。

議長 佐藤委員、よろしゅうございますか。もう一度。

佐藤幸生委員 そうしますと、現在のばらばらにやっているもので合併までに対応して、それ以降新たな制度を作るということは、あくまでも助成措置を講じる形の新たな制度ということに理解してよろしいですか。

議長 これは会長から申し上げておきたいと言いますか、町村長さん方も同じような考え方を持っていると。この集会施設を作るには、いろいろな助成策を受けられるものもあるんですね。宝くじ交付金とかそういうものもあります。それからそれ以外の、これから三位一体の関係で大分この補助金もなくなっはきましたが、いろいろなメニューでもって建設される集会施設等もあります

ので、できるだけそういうものを新市では受け入れながらやっていくのがいいだろうと思いますし、そういうものを含めて集会施設の助成策はやはり今までどおり講じていかなければ、これはとてもとてもその地域地域で集会施設を満額もって建てるという訳にはまいらないと思いますので、これは助成策をこれから検討して、統一できるのであれば統一をしていこうということだと思いたいますが、これもなかなか難しい分野はあると思いますが、そういう点で考えていきたいというのが事務局の考えであらうと存じます。

そのほかございませんか。なければコミュニティの施策については以上のとおり了承することにしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 協議第52号 コミュニティの施策については提案しております原案をもって了承することに決定してよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、協議第52号 コミュニティの施策については原案を了承することに決定してまいります。

続いて協議第53号 地方税の取扱い(その3)についてを協議議題に供します。これも補足して説明する分野はありますか。

濁沼事務局次長 それでは、これは前回の協議会である委員さんからご質問が来ました。国民健康保険税に係る財政調整基金の残高見込みは今現在どのようになっているかということで、A4の1ページの部分で資料を出させていただきました。これは郡内10ヶ町村の基金の平成14年度の現在高、それから平成15年、まだこれは年度が終わっておりませんが、残高見込みを出しております。これはあくまで見込みであって、今いろいろとここでの部分について例えば普通調整交付金等の関係なんかも2月に大体落ち着いて、見込みが、国からの交付金額等が大体出てきたようであります。

それらを踏まえて、15年度の基金運用をまた町村によってはされる町村も出てくるかと思いますが、お手元の資料はことしの2月1日現在の各町村で見込んでおります残高見込みの額であります。10ヶ町村総額で12億9,000万円、約13億円ほどの国保の財政調整基金の残高見込みということで、資料を出させていただきました。ただ、これはあくまで今現在の話であって、先ほど言いましたように各町村においては、まだまだこの金額から基金の取り崩しをするという町村があるかと思いたいます。それらを前提にして、2月1日現在の資料ということでご覧いただきたいと思いたいます。以上です。

議長 以上の補足説明がございました。直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

はい、千葉委員。

千葉伍郎委員 まず最初に、調整方針・調整内容が三つ書いてありますが、番号を振っていないので発言しづらいんですが、まず番号をつけていただきたいなと思いたいます。そこで、まず最初に国民健康保険税の「合併特例法10条の規定を適用し、不均一課税とする」、この10条適用は分かりましたが、10条はここに書いてありますように5年に限ってとなっていますが、これは今の時点では5年なのか2年なのか3年なのか1年なのか、この辺はここまで議論されているのでしょうか。

それからもう1点。次の納期についてでございます。一覧表を見てもらってお分かりですが、4月の

第1期というのは結構あるんですが、恐らくこれは暫定料金でいっていると思うんですよ。5月に変更になりましたが、この5月というのはもう既に税務申告の時期ですが、5月の時点では正式には客体が確定をして新料金体制に移行できるということなのか、あくまでも5月の1期分は暫定料金でいくのか、その辺の流れはどのようになっているか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。この2点であります。

議長 その前に、番号をつけて下さい。どのようにつけるか。

濁沼事務局次長 これは調整内容ですね、あえて三つの項目がありますが、これを番号をつけない部分で出させていただきます。今の二つのご質問にお答えしたいと思います。一つ不均一課税の期間の関係であります。これは今ご質問があったように、一応地方税法の原則は不均一は3年でありませぬ。ただ、合併特例法の特例がありまして、これは5年という部分に限ってこれは不均一課税をすることができるというふうになっております。ただ、この不均一課税の特例適用期間については、これは前回もちょっとお話しさせていただいたんですが、市町村の一体性や住民負担の公正を期する観点からは、この特例期間はできる限り短期間で押さえるように努めるべきであるというような部分があります。しかしながら、不均一課税の特例適用期間については、これはいろいろ先ほど言いましたように単期間に押さえるように努めるべきという部分があります。ただ、これは部会の中では最大限の5年を不均一課税とするのかという議論がありました。部会等の考え方としては、先ほどできる限り短期間で押さえるように努めるべきというような考え方の中で、地方税法の原則である3年を目途にするのが賢明であろうというような考え方が部会の中では出ております。

ただ、今回皆さん方に提案した部分については、3年とか5年とかという部分は出しておりませんが、部会においては3年を目途にするのが賢明だろうというような具体的な年数は出ております。ただ、これも新市においてどれぐらいで税額調整ができるような、段階的な税額調整が例えば3年で行えるのか、場合によっては4年かかるのか、最大限で5年かかるのかという部分についてはこれはやはり税率を、いつもの国保税の税率は皆さんお分かりのように所得が確定する7月ごろにならないと税額算定はできないものですから、例えばそれを見据えてやはり急激な引き上げ調整にならないように、ゆるやかな段階的調整額にする必要があるだろうということで、あえて何年という部分は触れておりません。ただ、部会では3年をめどにするのが賢明であるというような調整はされております。

それから納期関係であります。確かに10期制とした理由であります。これは前回の提案理由でも申し上げました。1期ごとの納税者の納付負担額、それから年度変わりの税務担当者の事務処理等も考えて、5月から2月までの毎月納付の10期といたしました。1期が5月になりますから、当然1期についてはこれは暫定賦課にせざるを得ないと。今栗原10ヶ町村の中で栗駒町さんだけが暫定賦課をしない本算定賦課方式をとっております。それ以外の町村について9町は、暫定賦課をとっております。ただそういう部分で、これは本賦課ということも検討されたんですが、そうなりますとどうしても10期でないもっと短い期別を作らざるを得ないということで、暫定賦課、1期を5月とすると、これが新市の納期としては望ましいということが議会で方向付けされました。以上であります。

議長 ただ今回回答したとおりですが。千葉委員。

千葉伍郎委員 千葉です。

そうしますと、せっかく部会の中で10条は5年ですが、することができるというのですが、部会でい

ろい議論した結果3年だという方向性が確認できれば、私はこの「10条の規定を適用し」というこの文章だけでは不親切ではないでしょうか。部会でそこまで詰めて、ある一定の方向性が示せるのであれば、やっぱりそういう文章の表現に分かりやすくしていただきたいなと思っているんですよ。そこまで踏み込んだ形がとれないのでしょうか。それがまず1点。

納期については今言われましたように、1期目は暫定となるということが決定しました。そこで、専門部会で議論されているスタンスは、納税貯蓄組合を必要としていない、いわゆる納税組合に入っていない人たちを頭に描きながらこういう書き方が私はできあがったと思っているんですよ。納税貯蓄組合を組織しておれば、こういう10期なんていうのは必要ないというふうに私は持論として思っているんですが、部会の中では納税者が納めやすいと言いますが、納税組合の事務の処理をしている私などからすれば2期で1回ずつきた方がずっと楽なんです。毎月いじられたんでは納税貯蓄組合ですから心配なんですよ。その辺は専門部会の中ではどういうスタンスでこの改正案を議論されたのかというのが、私は非常に聞きたいところです。この辺について聞かせて下さい。

議長 答弁して下さい。

濁沼事務局次長 例えば、初めの不均一課税の3年の目途の部分であります。これは15年度の税率は当然これは定まっておりますが、例えば16年度の税率が各町村においてどのような税率設定をされるか、これは非常に不透明な部分があります。例えば、今年度15年度の農業所得等は冷害において非常に落ち込みがあります。それから町村によっては財政調整基金を充当しながら16年度の税率を低く押さえるというような町村もあるかと思えます。そうしますと、16年度の税率は果たしてどれぐらいの税率になってくるか。当然新市において不均一課税をとってやるとした場合、基本は16年度の税率がベースとなります。今の15年度の税率からいいますと、前回は説明をさせていただいたんですが、高い町村と低い町村では1.5倍の税率の大体の開きがあります。15年度の税率で1.5倍でありますから、先ほど言いましたように農業所得の落ち込みなり、それから財政調整基金の取崩し充当なりをすると、多分この16年度の1.5倍の格差が場合によっては広がる可能性があります。そうした場合に、例えば3年間なりで段階的なゆるやかな税額調整ができるのか、それはやはり16年度の税率を見ないと、簡単に3年なり4年という話は出てこないだろうということが部会で出ました。そういうことで、3年も含めて最大の5年も含めて不均一課税をするということで、決して初めから3年を捨てたという部分じゃなくて、16年度の税率を見据えて何年にしてゆるやかな税額調整をするかということで、これは選択肢の中には3年もあると、4年もありますし5年もあるというふうにご理解をいただきたいと思えます。

それから、納期の関係であります。千葉委員さんから言われましたように、全ての納税組合が納税貯蓄方式をとっていると、それからそれぐらい加入率が多いとした場合には、確かに短い納期の設定が望ましいだろうと思えます。ただ、町村によっては振替制度を積極的に進めている町村もありますし、それから町村によっては税の振替制度をとっていない町村もあります。そういう意味からいいますと、例えば納税組合に入っていない方については、やはり1回に納める金額が少なければ少ないほど納税しやすいだろうということから、あえて5月からの10期制というふうにさせていただきました。ただこの場合に、決して新市において納税組合を軽視するという部分ではありません。こういう納期設定をしながらも、やはり今各町村で納税組合が持っております部分は、非常に税の滞納を減らすという部分で大

きな効果を出しておりますから、新市においてもそれは納税組合を積極的に指導しながら、なおかつ振替制度も進めながら、滞納税額を減らしていくという努力が必要であると思います。以上です。

議長 ただ今の説明でよろしゅうございますか。佐藤委員。

佐藤幸生委員 この国民健康保険税について、不均一課税ということで「合併特例法10条の規定を適用する」ということで、これは激変緩和措置かなというような感じがしている訳なんです。ただ一般的に住民の立場で考えますと、合併をして国民健康保険税が高清水、瀬峰がばらばらだとか、あるいは高清水と一迫が税額所得が同じ場合で家族も同じ場合「違いますよ」ということについて、「どうして違うんでしょうかね」というような素直な疑問が出てくるんじゃないかと思うんですね。それについてどう説明しなければならぬのかということについて、ご議論された中でご説明をまず頂戴いたしたいと思います。

私どもがいろいろ考えていることは、各町村、先ほど参考資料としていただいたんでございますが、国保財政基金の残高ですね、2億1,500万円から少ないところでは3,000万円そこそこしかないということですね。そして17年3月には、この財調基金の持ち越し額を町村長さん方で申し合わせとして、医療給付見込み額の最低でもたしか15%だったと思いますが、持ち寄りをいただいて足並みをそろえさせていただきたいと、それは当然そういうことでよろしいかと思うんですが、ただ今現在の15年度末でもって見込みですが、少ないところについてはさらに財調の積み立てをしなくちゃいけないと。それから、税率も合併しても安いところとあと今よりも若干高くしなくちゃいけないところも出てくるんじゃないかなというふうな不安も、当然純粋な気持ちで住民からちょっと生じてくるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどのように説明すればよろしいのか、ご説明を頂戴したいと思います。

議長 事務局、説明。

濁沼事務局次長 これは税の負担の場合、公平性の話からいけば均一課税が一番原則であります。ただ、どうして不均一課税を選択したかという部分ですが、これはお分かりのように国民健康保険税の税率ですが、これは非常に複雑であります。例えば医療分と介護分それぞれについて、例えば応益割、それから応能割に分けて、なおかつさらに所得割なり資産割、均等割・平等割に分かれて税率を定めるという部分です。これは若干町村によって違いますが、ただこの税率決定に当たっては、その9町村の中で低い町村の水準、この先ほどの1.5倍という格差をお話ししました。1.5倍の格差で低いところの水準に合わせた税率設定をすれば、これは均一課税がすぐなるという。ただそうなりますと、当然これは国保税は目的税でありますから、医療費の給付の関係がベースになります。そうなりますと、低い町村の税率に合わせますと国保会計はすぐに崩壊いたします。そうなりますと、低い町村にはこれは合わせられないと。

国保税は初めに税率算定をする場合には、これは原則的には毎年税率を見直しするというのが原則であります。その場合に、例えば今年度の医療費が給付額がどれくらいになるのかということ推計して、それから逆算して税率を決めるという部分が国保税の算定の仕方でありまして、これは別な言い方をしますと、皆さんがどれくらい医療費にかかるかと、それがベースになりますから、そうなりますと、例えば先ほど言いましたように低い町村に合わせますと国保会計がパンクしますし、それからじゃ高い町村に合わせた場合に低い町村がこれまでいろいろ議論がされてきました。「サービスは高く、住民

負担は低く」と、例えば1.5倍の格差がありますから平均的な税率、これは部会でも算定いたしました。ただ、その平均が新市において17年度必要と思われる税率、これにすると引き上げざるを得ない町村が結構出てきます。その場合に先ほどの「住民負担は低く」という部分で、ご理解がいただけるだろうか。これは均一課税が原則でありますからそれに越したことはないんですが、ただそうしますとやはり住民は合併によって国保税が上がったというようなことになるだろうと。

これは決して合併になったから、合併によって国保税が上がるという部分じゃなくて、先ほど言いましたように必要となる医療費から逆算しますから、これは一番国保税を安く押さえる方法は、皆さんが病院にかからないと、医療費を少なくいかにするかという。そうしますと、国保税は当然低くなっていきます。ただそういう部分から言って、地域でどうして不均一課税というような話に戻りますが、高いところと低いところでは1.5倍の格差があると、この格差はやはり一気に合併時に均一課税をとって調整は難しいと。これは低い町村では理解をいただけないだろうということで、あえて不均一課税を出していただきました。

議長 今のような内容でございます。これは確かに難しいところがあるんですね。これは町村長の中でもいろいろ大変苦労したんです。それで、しならばこれを10ヶ町村ばらばらでなしに、2段階にはやれないのかという。大体2段階にしますと、安い方と高い方と大体合うんですね。合うというか、幾らか差があるんですが、その二つぐらいにも分けられないかということで協議させたんですが、やはりそれでも不公平が出るだろうということで、3カ年間の中で調整をしていく以外ないのではないかとといったような話がありまして、今回このような調整案ということになりました。

高橋委員。

高橋光治委員 金成の高橋です。

私は国保税については救急サービスの均一化とそして基金残高の格差が大きいために、不均一課税ということの提案にされたんだろうというふうに理解をしているところであります。そうした中において、説明資料に出されました金成町の4万6,279円を100としますと、先ほど言われましたように築館町は151,7万123円、そのような税率になります。逆な高いところ低いところ、医療費その他にしましても同じように世帯割でもなります。そしてそれで不均一課税とは私は課税をしないことも一つだと思います。また高い税率や低い税率であることにするのが不均一課税だという理解をしているんですが、これでよろしいかどうか一つです。それから、これらを提起することによって今後均一税率になるという考え方はあるのかどうか、この点についてお伺いします。

それから二つ目ですが、納期との関係は10期、いろいろ説明が他の委員に対しても出ましたので理解はしましたが、期数が分かれてきますと確かに納税の負担軽減みたいなのは出てくると思いますが、滞納などの対応する場合の期数対応というのが煩雑になるというふうに思っている訳ですが、それらに対する大変さはないという理解でよろしいのか。

それから三つ目ですが、これは賦課方式の医療介護とも4方式ということでは出されていますが、これは国保2号の40から64までという考え方で出されているというふうに思うんですが、それらでよろしいかどうか、この点を確認させていただきます。

それから四つ目ですが、国保の財政調整基金の考え方、私は残高を出して欲しいということをお願いした委員の方でありますからお伺いをしますが、第9回の合併協、12月11日くしくも金成けやき会

館でありましたが、その時点の協議34号、これは財産の取扱いが協議されてございます。そうした中において、その提案の内容というか説明を聞きますと、これは保険給付費の平成14年度から16年度の平均値掛ける15%という提案内容だったというふうに思うんですが、これらの条件として基金その他の持ち越しの事案と同じような考えで、現在もそのような考えでいるのかどうか、この点についてお尋ねをします。

議長 四つの点について答弁して下さい。

濁沼事務局次長 不均一課税の部分です。例えば課税額ゼロ円ということも不均一なのかという部分です。これは非常に難しい部分だと思います。ただ、これはちょっと確かでない部分なんです、国保税率を引き上げる場合には当然議会の議決を要するんですが、余り問題はないんですが、前年度より極端に下げた場合にはこれは県協議、多分厚生労働省までの上の方の協議が必要かと思えます。そうしますと、今のお話の例えば課税ゼロという部分が果たして現実的な話として協議の中でいいよというふうになるのかどうか、これは非常に問題があるだろうというふうに理解をいたしております。

それから、飛び飛びでご説明させていただきましても、納期を10期制にしますと、当然事務的には納期が多ければ多いほど税務担当者の事務量というのは増してきます。これは否めない事実であります。ただ、その事務量の煩雑な部分とそれから納税者の方が納税しやすい部分、これはどちらを優先して納期を考えるかという部分になりますと、やはり納税者が納税しやすい、滞納に結びつかない納期設定が一番望ましいのかなというような感じをもっております。

それから、財調の関係です。これは、財政調整基金の考え方はきちとした定めがありまして、過去3ヶ年における老人保健拠出金、それから介護納付金、それから一般被保険者に係る保険給付額の3ヶ年の平均という部分であります。これは前の協議会においては、確かに今委員さんから言われたように説明の中では、14年、15年、16年度の3ヶ年の平均の15%を新市に持ち寄る財政調整基金ですよというような説明をしたかと思えます。これはそのような説明をいたしました、これは説明の中でそういう説明をさせていただいたと思うんですが、果たして16年度の3月14日に合併する場合、14、15、16になりますと、16年はまだ決算していない段階での新市に3ヶ年の平均をもっていくという部分で、果たして16年度の部分が可能かということが出ました。これは今部会でもやはりこれは難しいだろうと、例えば14、15、16としますと、16年度については実績じゃなくて見込みで金額を出さざるを得ないだろうということで、今部会においては13、14、15年度の3ヶ年の給付額の15%という部分でどうだろうかということで議論している途中であります。最終的には前の説明とは違ってきますが、13、14、15の3ヶ年の平均で基金を持ち寄っていただくということになるかと思えます。

それからもう1点、もう一度ご質問いただければと思います。

高橋光治委員 4方式の関係は、ちょっと答弁が抜けていましたので、もう1回そこだけはね。

私も思うんです。先ほど各委員から3年の話も出たと思うんですが、不均一課税をする場合には、ただ今出ましたようにお願いをしました財調の部分、なぜこれを出していただいたかという、4番の話とすっきり合うんです。ただ今の季節になって15年度の見込みしか出ない、3月14日に合併したって16年の見込みしか出ないじゃありませんか。そうすると、見込みでもって平均15%となった後の目的税である国保会計が持っていくんですか。そうしましたらそうではなくて、医療費の給付確定をし

た13、14、15までの実績をもって、各町村の給付を均等にかけていくと、これが行政の私は基本だと。そういう意味からすると、34号のときの議論はもう一回、再議に付すかどうかは分かりませんが、わが町は特別委員会にもうかけているからもう一回かけなきゃいけないんですが、そういう考え方を是非していかないと、不確定要素で特別会計が推移してはだめだというふうに私は不安に思っていましたから、お伺いをしたということです。

それから、答弁にありますように均一課税という意味からすると、私は5年という満杯を使ってもやらなければいけないほどの格差があるだろうというふうに思います。皆さんの参考資料のお手元にあるのを含めまして、我が町でも試算をしてみました。花山村のお一人の基金保有高は23万2400円というふうに聞いていました。23万円ですよ、一番少ないところは築館町の1万6,835円。大きな違いではありませんか。これらを2年や3年でどのように均衡にしていくなですか。私は5年いっぱい使っても、花山さんは先ほど聞きましたけれども、均一課税はゼロにしたってもしかしたらなくならないではないかという考え方を持っているんですよ。そうしましたら、それを3年とったらもっと使えないですよ。

それを持ち寄っても、国保の会計というのは会長さんにご存じだと思いますが、専門ですから、これは目的税ですから花山においては752人、我が町においては3,275人しか保険者がいない訳ですよ。これは町村全体でやっていくまちづくりとはまったく違う訳ですから、その目的税というものをぜひ分かっていただいて、そして5年いっぱい使っても不均一課税をぜひやりながらしていかないとだめだと思います。これを短くしていったらば、逆に言えばうんと税率が上がる町村が私は出てくるのではないかと。逆にそれは、佐藤さんは心配していますけれども、合併して思い切り上がったところが出てくる気がしないかというふうにして心配していますし、我が町のような基金のあるところは合併したことによって、医療費の給付によってかけられる目的税が何か分からないけれども、医療費を使わないだけども上がっていくという不安が出てきます。こういうものは一般会計と違いまして目的税ですから、きちとした裏付けをもってやっぱり合併に臨んでいくというのが必要だというふうに私は思っていますが、いかがでありますかお尋ねをします。

それから、財調の関係につきましては先ほど言いましたように、14年から16年という部分は不確定でありまして、これはどこかの状況の中でもう一回変更した方が私はよるしいのではないかなというふうに思っています。ただ、医療の給付が定まらなないと、ただ今の14年度末の残高は出ていますから、前のときに15億7,408万円ですか、これは確定していますよね。15年度がまだ確定していませんから、これらが動いていって各町村がどのようになるかということが私はあるのではないかなというふうに思っています。花山さんの部分なんかは大変基金保有高があってどのようになっているかということが大変心配だと思いますので、その辺も含めて次の保険事業の関係についても私は意見を述べたいと思いますけれども、その点についてお尋ねをしますし、方式の関係で3番目に聞きましたけれども、医療介護とも4方式ということになれば、出されているこの参考資料は隣町で申し訳ないんですが、会長のところの若柳町は介護において2方式でかけていますよね。（「はい」の声あり）これらは統一をして4方式にしていくんだと、こういうことの意味でよるしいかというふうに思いますし、あとこの方式は前にも2,700円と2,000円の介護料金の関係で議論しました、それらと今回との関係はどのように理解すればいいのか、私はある方におこられる可能性がありそうなので、もう一回その

点について今回のこの出されている点というのはどういう捉え方なのか。私はもしかしたら国保2号の関係かなと思っているんですが、お尋ねをします。

議長 分かりますか、今の。はい。

濁沼事務局次長 4方式か2方式か3方式かという部分で、確かに若柳町さんだけが介護分については2方式を使っております。これはこの提案内容から言うと、全て新市においては4方式、介護それから医療分とも4方式を使うということでもあります。ご質問のとおりであります。

それから先ほどの基金の取扱いの関係です。これは財産の取扱い資料として出しておりますが、これは資料として出したのは、例えば14年15年16年度、3ヶ年の平均と、これは説明の中でさせていただいた部分で、これは平均を持ち寄りますという部分で説明の中でお話したんですが、これも先ほど言いましたように、やはり16年度については不確定の部分が非常に強いということで、これは今部会で13、14、15という部分で検討しておりますし、そのようになるだろうと思います。これはあえて、協議会なりでご検討いただくという部分じゃなくて、持ち寄る基金の計算の基礎をどこにするかという部分でありますから、これは13、14、15で検討しておりますので、多分その辺になると思いますのでそのようにご理解をいただきたいと思います。

それから、財政調整基金の財調の関係なんです。これは確かに先ほども言いましたが、今の15年度見込みで2月1日時点を出しております。ただこれは、例えばまだ15年度においてこの基金を取り崩して15年度の全体の国保の運営に考えている町村もあるかと思えますし、それから16年度においてこの基金を取り崩すという町村もあるかと思えます。そうしますと、この15年度2月1日時点の基金は、これは余り参考にならない部分だろうと。ただ、今現在でこういう金額ですよと。ただ、この金額は17年の3月31日に新市に持ち込まれる金額かという部分になってきますと、先ほど言いましたように13、14、15の3ヶ年の平均でありますから。ただこの新市に持ち寄る基金は、町村の基金保有高とは別です。13、14、15の医療費にかかった部分、その部分の3ヶ年の平均の15%という部分ですから、例えば基金を今余計に持っている町村、それから少なく持っている町村、それがベースにして新市に持ち込むという部分ではありません。あくまで医療費の給付額の15%という部分であります。でありますから、確かに町村によっては多すぎる基金をお持ちの町村もあるかと思えますが、ただそれも含めて15年度なり16年度の中で当然運用がされるだろうということで、これは該当町村が使い方なりその辺をご検討いただければよろしいのかなという感じがいたします。

議長 高橋委員から今、いろいろと細かい点まで質問がございました。いずれ基金の持ち込みの計算根拠は、13、14、15の医療費の給付費の平均額というんですかね、年度はこのような年度に改まるものであろうというふうに、ここで決めていきたいと思えますがいかがでしょうか、皆さん。よろしゅうございますか。

それから不均一課税の年限でございますが、まさしく高橋委員が言うそのとおりです。合併して5年間不均一課税をするということになると、これまた難しい分野も出てくるんだろうし、また新市になってくればどのような情勢に変わるかもまだ分からないと思います。ですから、いずれこれらについてはどうしても不均衡が甚だしいというのであれば、やはり5年間も視野に入れてやっていくというふうなことでこれは考えていかなければいけないものもあるだろうと思うので、そういう点は新市でよく検討してもらおうというふうなことで、ひとつご了解賜りたいと思えますがいかがでしょうか。はい、どうぞ。

高橋光治委員 会長から答弁をいただきましたからあえて言いませんけれども、ただ私は、これまでの合併協議会の協議の進め方をもっていきながら、国保税に関しては目的税でありますから、他との観点を違えて議論していただくということが大変大切だと。ですから先ほど言いましたように、もし基金として3ヶ年、今日は13、14、15ということでご理解ということを決まったようですが、これらでもって基金が確定してある町村には足りなくなった場合には、積んでいただいてやっぱり参加をしていただくというぐらいの条件が当然あってしかるべきだと私は思っているんですよ。これを皆さんに理解していただいたか、いただかないかによって、いろいろな部分で違ってくるんですよ。それを今度税制だけで上げようとする、不均一課税がうんと高くなったりする訳です。この点をお互いに理解をしましょうということをしていただかないと、私のところも基金はそんなにうんとある訳ではありませんけれども、ぜひその3年間の中でやっていかなければならないというふうに、私は思ってますから大きくそのことを言います。

それから、そのために一番で聞いたんですが、均一税率みたいなものは議論になっているんですかということなんですね。今後に向かって、方向性としてどの辺でもって均一税率みたいなものも考えたことがあるのかどうか。なかったらいいですよ。これはその辺の、いわゆるやっていただかないと高めのところでどんどんやっていって3年では困るといふ言い方なんです。その点をご理解をいただきたいと思います。

それから、財調基金と介護保険の基金、これはきょう議論する場合の状況の中では一致する内容だということで理解してよろしいですね。（「はい」の声あり）この点についても前回の議論が違うところで進んでいますから、私はそこだけは確認させていただきたいんですが、介護保険と医療保険の国保の関係については今日議論している部分は大いに相関関係があるというふうに私は思うんですが、これに対してはいかがですか。

議長 そのとおり関係があります。それでは、まずここで確認をしていきたいと思いますが、この基金の持ち込みの内容、これは15%に満たない場合はそれぞれ各町村で積み立てをし、工夫をしながら15%以上の金額を持ち込むということで、ここで確認をしていきたいと思いますがよろしゅうございますね。

はい、どうぞ。

千葉伍郎委員 基本的には分かるんですよ。基本的には分かるんですが、金が伴うやつですからね、ここで今会長が言ったように仕切って「そこは持ち出してもらいますよ」と言ったって、「ないものは袖を振れない」と言われたらどうするんですかこれ。こういう問題は、ここでびたっとやる中身じゃないんですね。それこそ10町村の専門部会できちっとやって幹事会で確認をして、この間の懸案事項という形でやらないと、全体でばーっと今会長が仕切ったような形でやってね、できないときだってあると思うんですよ。金持ちの話でないからね貧乏人の話してもらわないとね、だめなんですそういう仕切り方は。そうでないと大変混乱を起こしますのですね。ここはもう一回、ワンクッションタイミングを置いた方がいいんでないですか。

議長 はい、じゃ、タイミングを置きましょう。これは原則はそのような原則であります、もう一度（「はい、会長」の声あり）はい。

高橋光治委員 先ほど来申し上げたように、目的税ですから町村全体が関係ある訳ではないんで

すよ。足りない部分は16年で上げていただいて、それなりのやつを持ってきていただかないと大変だと私は思いますよ。そこは理解して下さいよ。

議長 休憩します。ここで10分間休憩します。

午後4時43分 休憩

午後4時52分 再開

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

地方税の取扱い(その3)について、あとご意見ありませんか。よろしゅうございますか。不均一課税でもっていくということ。これも3年が見込みということで説明しましたが、なかなかそれで相償わない町村が出てくれば、これも5年間というのを視野に入れていかなければならないということ。期別は10期にするということ、煩雑も出るが納入する側から立てばやむを得ないというふうな説明がありました。それから、基金の持ち込みの算定基礎は13、14、15年度の3年間の医療費の給付平均の支払いの15%、そして基金の持ち込みを図るというふうな方法で進める。このことについての内容の額については、今後も検討させていくというふうな方向で確認をしながら、この協議53号は以上で確認をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは協議第53号は、ただ今会長が申し上げましたことを基本といたしまして、確認の上地方税の取扱い(その3)については原案を了承することにしてよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 以上のとおり決定して下さい。

それでは、協議第54号 国民健康保険事業の取扱いについてを協議議題に供します。事務局で補足説明することはございませんか。ありませんか。事務局で補足する説明がないということでございますので、早速質疑に入ります。ご質疑ございませんか。千葉委員。

千葉伍郎委員 この参考項目の一覧表を見ていただければお分かりですが、私は先ほどありました53号と密接不可分の関係になるのではないかなと思っているんですが、この文章では特に国保事業については合併時まで調整するという項目になっていますが、言葉としては分かったようで分からないんですが、これだけ格差があるものを、この事業費の個人負担分、例えば支給が築館の7,014円とわが町の1,000円、金成の3,500円、合併時までこの事業費をどういうふうに調整をするということでこういう文言になっているんですか。私は先ほどの国保税じゃないけれども、それこそできるのであれば一般的には不均一にしてもらいたいんです、当面の間、解除されるまでは。こういうような違いが、これは全部国保税の受診の成果に引っ掛かってくる訳ですよ。私が聞きたいのは、本来ならば各町村ごとに受診率を出してもらいたいと思うんです本当は。そうすると、因果関係というのがちゃんと生まれてきますから。この文章で、簡単に「合併時まで調整する」というんですが、今専門部会でどういう話がどういうところまで詰まっているのかお聞かせ下さい。

議長 専門部会でどのような話がありましたか。ひとつこの「合併時まで調整する」という内容について、今の時点の内容を説明して下さい。

濁沼事務局次長 これはこの資料の1ページ目であります。下の部分の各種検診助成料金ということで、ここの10ヶ町村の大きく差異のある部分なんですが、これは前の協議第43号の保険事業の関係でいろいろご議論いただいたんですが、これは個人負担は検診金額の30%を個人負担とするということで既に協議会で確認をされました。例えば、検診にかかる料金の30%を個人からいただきますという部分です。これは確認されました。その金額のうち、この国保事業会計の方からどれだけの金額を助成するかという部分で、この1ページ目の資料の部分については、これは各町村で現行、例えば新市においては30%を個人負担とするということにしたんですが、町村によって30%であったりそれからそうでなかったりという部分があります。

例えばここの花山さんから言いますと、金額が入っておりませんが、これは国保会計から助成をしている部分はありませんという部分で横線にしてあります。ただ金成さんの場合については、国保会計からは助成しておりませんが、一般会計から受診個人負担額全額を助成しています。そうしますと、結果的には住民の方は個人負担なしで住民検診をやっているというのが、例えば例から言いますと花山さんであります。

それから築館さんについては、ここに個人負担分全額という部分で額を入れてあります。これも同じように築館さんについては国保会計から検診にかかる個人負担分全額を国保会計が負担していると。ただこの場合に、対象者が中段にあります。全額町の国保会計から出している部分については50歳検診、それから60歳検診についてはこの年齢に該当した人については国保会計で全て負担しますよと、個人負担はありませんという部分。

それから、例えば栗駒さんを例にとりますと、栗駒については今度は対象者を限定しないで国保加入者全てについて検診料金のうち、これは町村によって検診料金は違います。そのうち、例えば基本健康検査については、その金額のうち定額の1,500円を助成しますと。こういう内容からいいますと、交付の内容によって一番住民の方が知りたいのは、財布から個人負担で負担すべき金額はどのくらいかという部分になると思いますが、そういう部分の内容が違って、例えば一般会計から助成をしたり、国保会計から全てを助成したり、年齢によって助成をしたりという部分です。そういう部分があります。

それから、志波姫さんについては同じように要項件数が入っておりますが、志波姫さんについては一切国保会計からは助成をしていないと。全て、7割についてはこれは3割だけは個人負担にしているんですが、その3割は全て個人から負担させていただきますということで助成はしていないという部分で、このように違いがあります。この部分について、新市においてはこれはやはり合併時までに調整をせざるを得ないだろうと。

本来ですと、今日の協議会等に提案できればいいんですが、これは非常に時間がかかるだろうということで、合併時までは調整したいと。ただこの調整の仕方でありまして、先ほど千葉委員さんから言われました、課税が不均一であるから国保会計からの検診助成も不均一にすべきかという部分、それも確かに部会でいろいろ議論が出ました。ただこれも、県の方といろいろ協議をさせていただいたんですが、不均一課税をしても基本的には検診助成等については「基本は均一ですよ。ただ決して不均一はできなくはない。ただこれは、課税が不均一であるがゆえに検診助成は不均一だよ、これはできなくはないが望ましくない」というような県からの話があります。そういう部分で、ここの「合併時までに調整」という部分ですが、前段の考え方としましてはこれは不均一課税であっても均一的な助成にせざ

るを得ないのかなということで考えております。ただ含みとしては、皆さん方がどうしても検診については課税と同じように不均一ということであればまた別でありますけれども、基本的には均一助成というようなことで合併時まで調整するという内容にさせていただきました。以上です。

議長 はい、どうぞ。

千葉伍郎委員 そういう話でありましたら、30%という一つのラインを決めたということでしたら、これがどのようにいづれ数字を置きかえた場合に、今よこされました資料と30%の各町村ごとに項目ごとに、どういう金額の変更がなされるかというやつは既に資料を持っているんじゃないですか。持っているのなら、その資料を出してくれませんか。そうでないとこれはやっぱり住民の皆さんに示さないと分かりづらいです。料金だけは不均一課税、そして形の上ではこういう事業の検診部分については30%に統一しました。30%に統一した結果どういう姿になるんですかということをやっぱり出してもらわないと、協議にならないではないですか。だから、県の指導で不均一な課税額は好ましくないという、好ましくないのに従う訳にはいかないということで、不均一課税はできるんだけど、曲げてやればできない訳ではない、違法行為ではないんだけど、県の指導に従わざるを得ないというような答弁に写ったものですからね。だとすれば、やっぱり私自身も納得するためには、バックデータに30%に統一した場合の各町村ごとの相違を出していただかないと、ここで「ああそうですか、分かりました」という訳にはいかないと思いますよ。この辺についての見解を出して下さい。

議長 答弁して下さい、どうぞ。

濁沼事務局次長 それではお答えいたします。今の個人負担の30%の金額、この部分については第8回の11月27日の合併協議会に参考資料として13ページにお出しをしております。この資料を見ていただきますと、例えば個人負担30%の場合はどの金額になるかという部分で、各検診種類ごとの各町村の現行の自己負担額、それから30%の個人負担額、これを比較検討した部分を参考資料にということで、第8回の合併協議会11月の27日、提案案件が協議第30号 保険関係事業についてという部分に資料として提出をさせていただいております。13ページになります。内容の实质協議は、第9回の協議会で確認済みであります。

先ほど千葉委員さんから資料の関係でご指摘がございました。私らの方の説明する段階で、いわゆる協議30号でお示した資料のことをあわせてお話しすればよかったのかなと深く反省してございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 千葉委員さんね、この協議54号は15年ベースのやつでやっているようですし、最初に協議したやつが14年度の負担割合でかかっておりますから、額が多少違っているようです。

はい、どうぞ。

千葉伍郎委員 それにしても、今時間がありませんからさっと見たんですが、女性の方の乳がん検査はうちは4倍になるんですよ。1,000円のが4,000円になるんですよ、これね。それでこういう事業分だけは統一をして、そして後は会計の方は国保税の関係については不均一課税、これは何がそいつの基本になっているんですかそうなりますと。徐々にその体制に揃えていくというようなことをとらなければ、各町村ごとに例えば5年なら5年、不均一課税が5年なら5年の間にそこに事業も含めてずっとなだらかにやっていくというのなら分からない訳でもないんですが、事業費の負担

分だけは30%でばーと線を引いて、住民にこういう資料を見せたら何をやってるんだということになるんじゃないですか。そのための不均一課税ですから、私は県の指導がそういう形であったにしても、やっぱり栗原郡の場合はこういう開きがある、極端なことを言うと7,000円と1,000円ですから、あるいは1,000円と3,500円の開きがある訳ですから、やっぱりこう何年か、5年までいかなくても3年とか4年とかできるだけ期間を短くしてもいいから、ある程度調整をしないで17年から合併と同時に30%の線を引いてしまうということは、極めて問題があり過ぎるんじゃないですかね。少し県と調整して実態を話した上で、不均一事業費はおかしいというのであればそれなりの説明を県からもらいたいですね、私は。一般論としてはそうだかもしれませんが、各町村10ヶ町村の合併というのは、これだけ難しいということですよ。ここは私は時間をとりたくありませんからね、これは私は正直なところ県とも調整して検討してくれませんか。

議長 どうぞ、答弁。

濁沼事務局次長 これは保険事業の確認された部分で、再度ご説明いたしますけれども、保険事業関係で資料は網かけてしている分、これは検診にかかる金額のうち、個人からいただくのは30%ですという金額で、ここに網かけした部分です。ただこの金額は、まだ確定しておりません。これは各町村によって金額が違います。それから今度は検診先によって、いろいろなこれからの討議の部分で検診にかかる全体経費がどれくらいになるか、これからいろいろな検診先と協議をします。例えば1万円検診にかかる、何かの検診で基本健康検査に1万円かかるとした場合、30%を個人負担でいただきますよという部分が保険関係の確認でありました。30%としますと3,000円です。今回保険事業について、合併時まで調整する調整内容です。それは既に検診で先ほどを例にとりますと1万円のうち30%個人負担でいただきますよと、3,000円いただくということで決めました。

今度はその3,000円に国保会計からどれくらいの助成をするか、例えば全額助成をするのか、それから2分の1助成をするのか、3分の2を助成するのかという部分が、この調整項目の2番目の「保険事業については合併時までに調整する」という部分の調整内容なんですけど、一つは各種検診助成料金の個人負担分の金額、それから及び検診料金の金額のうち、個人負担額を国保会計からの助成金額をどれだけにするのかという部分、それから検診対象者をどうするのかと、これは1ページの資料の中でありまして、町村によって先ほど言いましたように年齢を限定して助成をしている町村もありますし、年齢を限定しないで国保加入者全てに助成している町村もあります。この対象者も合併時までに調整するという部分です。

それからこの検診助成金、先ほどの30%のうち国保会計からどれだけを助成するのかという部分、これも合併時までに調整するという部分です。ですから保険事業で確認された30%、これは個人からいただく決めたんなんですけど、そのうち国保会計からどれだけ助成するかという部分も調整していきたいという部分です。

議長 はい。

千葉伍郎委員 そうしますと、国保税と密接不可分の関係があるんじゃないですか。どっちにしたって国保税からの負担分をどうするかというやつの議論をしている最中ですから。国保税が統一したんならいいですが、国保税はそれぞれの基金内容を踏まえて5年間なら5年間の間に調整をするということになれば、おのずと財政の厳しいところは検診料の負担も国保税から均一して指導できるとい

う中身じゃないですね。そうなりますと、これはいつの時点で調整していくのかというのが問題なんですよ。国保税は各町村の実態に合わせてやるけれども、この国保税の中には保険事業費も入っている訳でしょう、負担の割合を含めて。これは町村の自由裁量に任せるんですか、そうすると。17年からは、不均一課税の料金・代金はとるけれども、個人負担の分については統一していくという答弁の統一なんでないですか。そうすると、国保税からの個人分の負担分の軽減というやつは、町村ごとにできるんですか。均一30%は分かりました。30%の中でそれぞれの町村国保会計が、何%負担するかは各町村の自由裁量でいいんですか、この5年間。あり得ないんだね、5年間は。もう市になっているんだからね。どういう形になるんですか、ちょっと私は分かりませんね。料金だけは不均一課税、国保税からの助成は各会計ごとの自由裁量ですか。ちょっとそのところ、私は分かりません。説明して下さい。

議長 はい。

濁沼事務局次長 これは考え方の部分なんです、不均一課税をしたから国保会計からの検診助成も不均一にすべきというような話なのか、そう考えるか。先ほども言っていますように、課税は不均一となります。国保会計からの給付については均一にすべきというような考え方を持っています。ただこの場合に、当然財政調整基金なりを余計に持っている部分の町村については、それだけ余分な資金を持っている訳ですから当然検診なんかの助成も手厚くされるのかなど。今度は金のない町村については、逆に個人負担、助成金額も薄くなるというようなことになるのかなど。ただ、そうしますといろいろ問題がありますから、これはやはり課税については不均一を選択したと。これは望ましいのは先ほど言いましたように均一です。少なくとも給付については、これは資金が余計あってもなくても、これぐらいは平等に金のある町村もない町村も同じようにすべきという部分が部会の給付の関係の均一の部分です。ただその調整内容が、やっぱり給付についても不均一にすべきという話になりますと、財調のある町村についてはくどいようですが個人負担についても手厚くということになるのかなということ、部会ではすべきではないということ、均一給付ということで方向づけされました。

議長 はい、どうぞ。

千葉伍郎委員 料金が、とにかく不均一課税を3年という話をしたけれども、いろいろ考えていくと5年ぎりぎりの関係もあるんですよということであれば、私は5年だっていいと思うんです。それまでの間に各町村ごとになだらかに6年目には到達点にいくように事業分の負担分について応分の、例えば30%を越えることだってあると思うんですよ。30%で押さえてしますと、今みたいな問題が起きるんですよ。ですから、国保税の不均一課税が5年間だというならば、事業費についても多少の自由裁量を認めて、5年以内に到達点に一致するという意思統一をすることが前提じゃないですか。そうでないとどうもそのところがおかしいんじゃないですか、どう考えたって。金のあるところとかないとかという議論じゃなくて、5年間しか猶予期間がないんだからこまではやってもらいますよと、なだらかに。そして、17年から5年間の間に6年目には少なくとも計画に到達できるように、事業費についても事業の負担分についても会計ごとに自由裁量を認めましょうと、こういうような形をとっていかなければ到底おかしいですよ。

議長 暫時休憩します。

午後5時22分 休憩

午後5時31分 再開

議長 それでは、事務局の方からもう一度回答させます。お聞き取り下さい。

濁沼事務局次長 それでは、もう一度説明をさせていただきます。前の協議会で、保険事業の関係、これはくどいようですが検診金額の30%を個人負担とするというようなことで確認をされております。今回はこの個人負担30%のうち、国保会計から検診助成をどれだけするかという部分が合併時までの調整する内容の一つであります。それから検診対象者が町村によってばらばらでありますから、それをやはり統一的にすべきだろうということで、対象者をどうするかという部分も合併時までに調整すると。合併時までの調整はこの二つであります。でありますから、この金額はまだ出ておりませんから、最終的な個人の検診に対する助成金額、これがどれだけになるかという部分は今はお話しできません。ただもう一つできない理由は、検診金額、もとなる検診金額の30%は前の協議会で確認したんですが、もとなる金額、この部分についてはいろいろな検診先の協議等が発生します。そういう部分でありますから、もとの金額が定まっておりますが、そのうちの30%を個人からいただきます。今回の調整内容は、そのうち新市までどれだけを国保会計から助成するかという部分が合併時まで調整をさせていただきたいという部分の提案でございます。以上です。

議長 よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 ありがとうございます。それでは協議第54号 国民健康保険事業の取扱いについては、原案を了承することにして決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 ありがとうございます。それでは協議第54号 国民健康保険事業の取扱いについては原案を了承することで決定してまいります。

5. 提案事項

議長 続いて、次は提案事項に入ります。提案事項は皆さんのお手元に、きょう朝ほど配付いたしております。協議第55号 一部事務組合の取扱い(その2)について、協議第56号 病院・診療所事業の取扱いについて、これはけさほど皆さんのお手元に協議案件を配付いたしております。55号、56号を一括議題にして提案してまいります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは一括議題にいたしまして、早速協議55号、協議56号の内容について、提案内容の説明をいたさせます。事務局提案内容を説明して下さい。

千葉事務局次長 それでは

協議第55号

一部事務組合の取扱い(その2)について

一部事務組合等の取扱い(その2)について、次のとおり提出する。

平成16年2月26日

栗原地域合併協議会

会長 菅原 郁夫

一部事務組合の取扱い(その2)について

- 1 栗原地域医療組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び一般職の職員、所有する財産、債務を新市に引き継ぐものとする。また、栗原中央病院の手数料等については、合併時まで調整するものとする。
- 2 鶯沢町外一市九ヶ町村共有林野組合及び鶯沢町外一ヶ町共有林野組合、栗駒町・金成町共有林野組合については、関係市町村の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。
- 3 鹿島堰組合及び杭ヶ浦組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、その事務及び所有する財産を新市に引き継ぐものとする。
- 4 迫川右岸内水処理組合については、合併の前日をもって当該組合を解散するものとする。ただし、その事務及び所有する財産については、関係町の協議を踏まえ、解散時まで調整するものとする。
- 5 迫町外三町排水組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に新たに加えるものとする。
- 6 若柳町外五町土地開発公社については、合併前に石越町の脱退を認め、合併時に定款の変更により新市の土地開発公社として存続するものとする。
- 7 合併関係町村で構成されている協議会については、合併の前日をもって廃止し、その事務を新市へ引き継ぐものとする。また、合併関係町村以外を含んで構成している協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会を脱退し、新市において合併の日に新たに加えるものとする。
- 8 公平委員会等の合併町村以外の市町村等との事務の受委託については、合併の日の前日をもって当該受委託を廃止し、新市において合併の日に新たに受委託するものとする。また、合併町村関係間で受委託されている事務については、合併の前日をもって当該受委託を廃止し、その事務を新市へ引き継ぐものとする。

それぞれ、調整案でございます。

内容の方、今の協議状況を説明させていただきます。

一つ目の栗原地域医療組合でございますが、こちらにつきましては構成町村が同一の場合、当該組合は構成町村とともに消滅することになりますので、当該組合が有する財産等は通常新市へ引き継ぐこととなります。したがって、その1の方で提案させていただきました広域行政事務組合、あるいは衛生処理組合等と同様に新市に引き継ぐものとする調整案でございます。それから、中央病院の使用料につきましては現行どおりとし、手数料については管内の病院・診療所との調整を図り、合併時まで一つにしていくというふうな調整で進んでございます。

それから、鶯沢町外一市九ヶ町村の共有林野組合、それから鶯沢町外一ヶ町共有林野組合、栗駒町・金成町共有林野組合、そちらにつきましては、財産の処分に関し協議にまだ時間を要するというところで、関係市町村の協議を踏まえ合併時まで調整するとしております。鶯沢町外一市九ヶ町村の共有林

野組合につきましては、古川市の脱退を前提に協議しているところでありますけれども、その財産処分についてまだ時間を要するものでございます。

議長 ちょっと今、林野組合の話がありました。古川市は脱退をするということで話し合いがついております。そして財産は栗原郡の10ヶ町村の皆さんに差し上げますと、無償で。こういう話が今進んでおりますので、そのような方向でこれから事務手続きをしまいにありますので、10ヶ町村の財産に統一をしていきたいと思っております。以上です。続けて下さい。

千葉事務局次長 ありがとうございます。

それから、鶯沢町外一ヶ町の林野組合、それから栗駒町・金成町の共有林野組合につきましては、名義上町所有となっておりますが、実態につきましては組合の方の財産という部分がございます。その財産処分については協議にまだ時間を要するというので、このような調整となっております。

それから3番目の鹿島堰組合、こちらの方につきましては、一迫川沿岸の土地改良区、こちらの方への引き継ぎを前提に協議することとしておりますが、受益者との協議等を勘案いたしますと、新市において調整することとしてございます。それから杭ヶ浦組合につきましても、土地改良等への委託あるいは移管、こちらの方も考えているということでございますが、この組合につきましてもまだ時間が相当数かかると思われまいますので、新市において調整することとしております。

それから迫川右岸の内水処理組合、こちらにつきましては、合併前に解散する方向で調整してございます。ただ、財産等の処分につきまして、こちらにつきましては関係町村との協議を要するというので、解散時まで調整することとしてございます。

それから迫町外三町の排水組合、こちらにつきましては、管理者が迫町長となっております。合併期日を考えますと、栗原地域が17年の3月14日、それから登米地域が3月22日となっております。合併の前日に栗原地域の関係町村が脱退して、合併の日に新たに新市として加入するというので調整してございます。

それから若柳町外五町の土地開発公社につきましては、栗原地域の関係町村以外の石越町さんの方が合併前に脱退して、合併時に定款の変更により栗原市の土地開発公社として存続するというふうな方向での調整でございます。なお、石越町の債務につきましては、金融期間との協議により登米地域の開発公社、そちらの方で引き受けるということの方向で調整が進んでいるということでございます。

それから7番、8番協議会関係、それから事務の受委託、こちらの関係については調整案のとおりということでございます。それで資料の方でございますが、各組合等の現状ということで一般職の職員それから財産という形で基本的に掲載してございます。それぞれ組合ごとに説明すればいいところでございますが、同じような形で現状それから一般職の職員、財産ということで掲示してございますので、こちらの方をご覧になっていただきたいなというふうに思います。以上でございます。

議長 それでは、協議第55号の説明が終わりました。続いて協議第56号 病院・診療所事業の取扱いについての内容の説明をいたします。

千葉事務局次長

協議第56号

病院・診療所事業の取扱いについて

病院・診療所事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 2月26日

栗原地域合併協議会

会長 菅原 郁夫

病院・診療所事業の取扱いについて

- 1 病院については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。
 - 2 診療所については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。
 - 3 病院及び診療所の運営協議会については、新市において速やかに調整するものとする。
 - 4 病院・診療所の運営及び医療体制については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
 - 5 手数料については、合併時まで調整するものとする。
 - 6 使用料については、現行のとおり新市へ引き継ぐものとする。
- とする調整案でございます。

資料の方、1ページ目をお開き願いたいと思います。資料の方につきましては、1番といたしまして病院の管理運営ということで、施設名、病床数、それから診療科目、職員数等、各病院の現況ということで掲載してございます。病床数につきましては、国保病院120床、栗駒国保病院110床ということでございます。それから診療科目につきましては、若柳町国保病院10診療科、それから栗駒国保病院7診療科というふうなことでございます。それから若柳町の国保病院につきましては、指定居宅介護支援事業者の認可を受けているということでございます。

それから2番目といたしまして、診療所の管理運営ということで、こちらの方も施設名、病床数、診療科目、職員数等、こちらの方の現況を掲載してございます。なお、金成町の萩野診療所については公設民営の診療所ということで、こちらの方に掲載させていただいております。

それから3番目の運営協議会でございます。こちらにつきましても、各病院、それから診療所の運営協議会等の現況、こちらの方を掲載してございます。中身につきましては委員数や構成、こちらの方も違っております。それから、報酬についても違いがあるということで、新市において速やかに調整するものとするというふうな調整案とさせていただいております。

それから2ページ目でございます。こちらの方には各病院、それから診療所、それから参考といたしまして栗原中央病院、こちらの方の現況の組織図を掲載してございます。ご覧になっていただきたいと思っております。

それから3ページ目でございますが、こちらの方には手数料といたしまして、各病院・診療所の診療に係る諸証明、こちらの方の手数料について各病院・診療所の現況を載せてございます。諸証明の手数料については、種類によりまして若干金額に差異がございます。手数料につきましては、合併時まで調整するというふうにさせていただいております。

それから6番目といたしまして、使用料でございます。こちらの方各病院・診療所の使用料の現況を掲載してございます。使用料につきましては、施設、設備の違いによりこれは違いがございます。使用料については現行どおり新市に引き継ぐとしてございます。

それから最初の4ページには参考資料といたしまして、中央病院の現況の資料を掲載してございます。先ほどの病院関係と同じように、施設名、病床数、診療科目、職員といった現況を載せてござい

す。それから2といたしまして、運営協議会とそれから手数料・使用料という形で、同じように掲載させていただいております。以上でございます。

議長 ただ今提案いたしました、協議第55号、協議第56号の説明を終わります。これは次回の協議会において検討してまいりますので、よろしく内容等ご検討していただきたいと思います。

きょうの提案事項については以上であります。

6. その他

議長 その他に入ります。事務局、その他の内容、何かありますか。

阿部事務局次長 それでは、次回の協議会についてのご案内でございます。今回は第15回ということで、3月の11日木曜日、午後1時30分ということでご案内したいと思います。場所につきましては、築館町のふるさとセンターで行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。時間について再度、午後1時30分、きょうと同じということでお願ひしたいと思います。

7. 閉 会

阿部事務局次長 それでは閉会に当たりまして、千葉副会長さんからご挨拶をいただきたいと思ひます。

千葉徳穂副会長 前日も同様でございましたが、長時間にわたりまして委員の皆さん方には熱心にご討議をいただきまして、いよいよ今日もこれで終わりということになりました。

今日の協議の中に、公共的団体ということで勘定してみますと48ぐらいあるんですね。この中には、今後も有意義な団体として地方の人々のために役立つような団体もあるし、そのうちだんだんなくなるんじゃないかなと、有名無実のような団体もあります。これは今の時期からなくなった方がいいなというような評価を下す訳にはいきませんが、大分何十年前のこと、青年学級なんていうのがありましたね、青年団のほかに。その青年団も、大分元気がなくなってきた。私は若いころ青年団長をやっていたんですがあの当時はよかったので今日があるんじゃないかなと思っている訳ですが。

今日、そのほか伝統的な伝統芸能と、私はきょう初めて聞いて感動した訳ですが、娘神楽というのがあると。こういうものは一旦滅んでしまうと、また二度と復活できないようなものだから、こういうものに対する助成とか思いやりというのが必要じゃないかと。築館町には鳥舞をやっている富野小学校というのがありまして、これはどこから入ってくるのか分かりませんが、相当の補助金をもらっているんですね。服装なんかもちちゃんと整えると。小学校の1年生から6年生までみんなやっている訳ですね。その子どもたちが中学校に入る、高等学校へ入る。それで大人と一緒にやっていると。これはいいんですが、ただ鳥舞というのは志波姫でもやっていますから、自分の町のことだけ特別に言うのもおかしいんですが、やっぱりこういうものも残さなくちゃいかん。

一迫にいきますと、八鹿踊りというのがあります。これも一か所かと思ったら、栗駒にもあるようなんです。だからこういうのは大人もやっておりますが、一迫商業高校では体は大人と同じですが、それも一生懸命やっている、道具も使って。こういうものもなくしちゃいけないんじゃないかなと思ってお

ります。

築館では図書館の行事の一つとして、白鳥省吾賞という、今年で5回目の。日本全国都道府県から一人も応募者がないと、海外で6カ国からもくると、こういうのでこれを新市になると廃止になるんでないかとうんと心配している人がいる。こういう文化的な事業というものを新市になって廃止するんだったら、合併しない方がいいということを私は度々町内では言っている訳です。

それから今日のお話で私立の幼稚園というのが若柳と築館にあるのだが、こういうものは新市になったら補助金なんかは廃止しないようにして欲しいと。当たり前のことでありまして、これもやっぱり新市になったとしても継続して、この幼稚園がなくなってしまうと、補助金も何もない訳ですが。栗原郡で一番、幼稚園というのを町でもどこでもやっていないところで、私の隣のお寺の和尚さんの幼稚園の私は第1回卒業生であります。だけど、授業料は納めたけれども、ブランコだの遊具というのは隣近所のただの子ども、がき共に占領されて、私はさっぱり恩恵をよこさないという思い出を持っておりますが、それでも授業料を払ってやった数十名の友達がいるから、今でもなつかしい思い出話をしている訳であります。

それから、体育施設等に、例えば学校の生徒なんかは有料でなくただで使わせているかと、築館の場合だけ申しますと、スポーツの町を宣言しておりまして、学校の子どもたちが朝陸上競技場でホッケーをするんですね。これは無料です。ただ日本のスポーツを考えると、自分の町だけではだめなんです。栗原郡のどこの学校であっても、築館町にある陸上競技場を使って、あそこは電光掲示板があって、広くとれるところですから、それは無料で使わせておりますし、大崎地方の高等学校の生徒、これもやってくる訳です。大崎だからといってもやっぱりスポーツですから、ほかの地方のときは有料で栗原郡だけただにするという訳にはいきませんから、同じ日本人ですからただで使わせる。ホッケーにつきましては、東京あたりの大学のホッケー、夏休みなんか合宿に築館にやってきます。これも日本のスポーツを盛んにするためだから、ただに使わせると。なにもかにもただという訳ではありませんが、学校の子どもたち、教育の仲間の人は、やっぱりただにしなけりゃだめなんです。新市になれば有料だなんて、そういうばかなことはできないだろうと私は思っております。

こういうことを考えますと、今ここにおいでになる方に、新しい市の線が出た、おれは市長になるかなと、密かに心で決めている人もあるかもしれないし、あるいは若柳、築館は7名、花山が2人と市会議員の定数も決まったようですから、この次はおれが市議員になるからなと、そういう方はこの中にも相当するんだらうと思えますから、どうぞ今日出たような有意義なお話、娘神楽、あと誰も言わなかった八鹿踊りとかこういう伝統芸能というのはやっぱり残さなくちゃなと。それから子どもたちに体育施設をただで使わせると。

こういうようなことで、一番私が言いづらいのは国保税の問題です。私は県の連合会の副会長ですからね。しかし中身をさっぱり分かっていない。へたなことを言うとか何を言われるか分からないですから、絶えず私は休憩時間はタバコを吸いにいっている訳です。大変申し訳ないと思うんですが、きょうはそういう意味で内容の非常にいいことを皆さんにお話しいただきまして、非常に感銘を深くしているところでございます。ありがとうございます。

午後5時55分 閉会